

参考資料 3
科学技術・学術審議会
人材委員会（第114回）
令和8年3月24日

科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業
事業終了に当たっての実績と分析のまとめ

別冊（資料集）

令和8年3月16日

国立研究開発法人科学技術振興機構

助成事業推進部

目次

[資料 1] 事業設立の経緯	1
1. 第6期科学技術・イノベーション基本計画の策定に向けた取組	1
2. 第6期科学技術・イノベーション基本計画での位置づけ	1
3. 予算措置	2
[資料 2] 事業の変遷	5
1. 令和2年度（公募～採択）	5
2. 令和3年度（事業開始～JST への移管）	12
3. 令和4年度（SPRING との一体的運用開始）	17
4. 令和5、6年度（SPRING への統合へ）	18
5. 事業変遷のまとめ	19
[参考資料 1] フェローシップ事業公募要領	21
[参考資料 2] フェローシップ事業公募説明（R2年12月）資料	48
[参考資料 3] フェローシップ事業及びSPRINGの今後の推進に関する説明会（R3年12月）資料（抜粋）	57
[参考資料 4] フェローシップ事業の移管に伴う留意点について（R4年3月、文部科学省事務連絡）	64
[参考資料 5] フェローシップ事業及びSPRINGの今後の推進に関する説明会（R5年1月）資料（抜粋）	65
[参考資料 6] 次期博士支援事業について（R5年6月）資料	69
[参考資料 7] SPRING 公募説明会（R5年11月）資料（抜粋）	75

[資料1] 事業設立の経緯

1. 第6期科学技術・イノベーション基本計画の策定に向けた取組

博士後期課程学生の支援の重要性については、平成31年（2019年）4月に文部科学省が策定した「研究力向上改革2019」に、既に見られる。日本の研究者を取り巻く主な課題として、「博士課程への進学者数の減少」、「社会のニーズに応える質の高い博士人材の育成」、「研究者ポストの低調な流動性と不安定性」、「研究マネジメント等を担う人材の育成」といった点を挙げるとともに、研究力向上に資する基盤的な力の更なる強化を図るべく、改革のひとつとして、若手研究者の「安定」と「自立」の確保、「多様なキャリアパス」による「流動性」「国際性」の促進などを通じ好循環を実現し、研究者をより魅力ある職にする「研究人材の改革」を掲げている。

令和2年（2020年）1月、「研究力向上改革2019」を発展させ、内閣府総合科学技術・イノベーション会議において「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を策定した。その目標は、「①若手の研究環境の抜本的強化、②研究・教育活動時間の十分な確保、③研究人材の多様なキャリアパスを実現し、④学生にとって魅力ある博士課程を作り上げることで、我が国の知識集約型価値創造システムを牽引し、社会全体から求められる研究者等を生み出す好循環を実現」するとした。そして、研究力強化に求められる主な取り組みのひとつ、「博士後期課程学生の処遇の向上」においては、達成目標を「多様な財源を活用し、将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できるよう、当面、修士課程からの進学者数の約5割に相当する学生が受給できることを目指す。（早期達成）」とし、また、主な施策には、「外部資金等の多様な財源による優秀な博士後期課程学生への学内奨学金・RA・特別研究員（DC）・海外研さん機会等の充実を促進（2019年度～）」が盛り込まれた。

2. 第6期科学技術・イノベーション基本計画での位置づけ

内閣府総合科学技術・イノベーション会議で審議、策定され、令和3年3月26日に閣議決定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」においては、前述の「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」も踏まえ、「博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大」が、具体的な取組のひとつとして盛り込まれた。そしてそこには、フェロシップ事業が記載されている。

第6期科学技術・イノベーション基本計画（抜粋） -----

第2章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(1) 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

(c) 具体的な取組

① 博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大

…略…

○大学が戦略的に確保する優秀な博士後期課程学生に対し、在学中の生活から終了後のポストの確保まで両方を一体的に支援する、大学フェローシップ創設事業を2021年度に開始し、所属機関を通じた経済的支援を促進する。 【文】
…略…

3. 予算措置

フェローシップ事業の予算は、令和2年度第3次補正予算において（「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設準備事業」として）480百万円、また、令和3年度予算において2,316百万円が計上された。

予算資料によると、令和2年度第3次補正予算では、次のようにある。

【事業の目的・目標】

○①博士課程学生の処遇向上（生活費相当額（180万円以上）の支援を含むフェローシップ）と、
②キャリアパスの確保（博士課程修了後のポストへの接続）を、全学的な戦略の下で、一体として実施する大学への新たな補助金を令和3年度に創設すべく、支援機関の早期採択を実施。
採択機関において、対象学生の選定や、先行的な体制整備等を令和2年度中に実施し、令和3年度当初からの学生支援を遅滞なく開始する。

※キャリアパスの確保は、当該大学の研究員ポストや、企業等の外部ポストへの接続が要件。なお、企業・関係機関等と連携し、インターンシップや共同研究等の人材育成プログラムの活用等を想定。

【支援内容】

①博士課程学生への支援を遅滞なく実施するための先行的な体制整備と審査の前倒し

・博士課程学生へのフェローシップ支援（生活費相当額（180万円）以上を含む）やキャリアパス確保に向けた取組を4月から遅滞なく実施するため、大学の体制整備や学生の審査を今年度中に実施するための経費を先行的に支援。

→ 各大学における博士課程学生に対する生活費支援を、遅滞なく年度当初から実施

②博士課程学生のキャリアパス確保に資する体制整備

・各大学のキャリアパス確保に向けた取組を効果的・効率的に実施するため、各大学や民間企業等の情報を集約し、マッチングを促進するための体制を先行的に整備。

→ 各大学が行う民間企業等との連携に関するマッチングについて、年度当初から効率的に実施



（出典：文部科学省作成、事業概要資料

https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_kiban03-000011633_1.pdf（令和8年3月5日最終閲覧））

また、令和3年度予算では、次のようにある。

[背景・課題]

- 博士後期課程における経済的な不安と研究者としての将来のキャリアパスが不透明であることが相まって、近年、我が国では、博士後期課程に進学する学生が減少傾向にある。また、博士号取得者数も、主要国の中で我が国は唯一減少傾向にある。さらに、社会や企業の期待と博士課程教育との間のギャップ（人材ニーズの乖離）が存在するとの指摘もある。
- 博士人材は、知識集約型社会への転換が加速している我が国の発展を担うべき存在であるが、優秀な学生が研究の世界に失望し、研究者を志望しないとの厳しい指摘も多く、我が国の将来の科学技術イノベーションの空洞化が強く懸念される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による博士号取得の遅れや研究環境、経済状況の悪化により、上記の状況はさらに深刻化されることが見込まれるところ、この危機的状況を打開するためには、博士課程学生への支援の在り方を根本から変えていく必要があり、大学のシステム改革と連動した対策が急務である。

【統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日 閣議決定） 抜粋】

- 博士後期課程学生の処遇向上に向けて、学内フェローシップと博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学への支援策の検討を進める。

[事業概要]

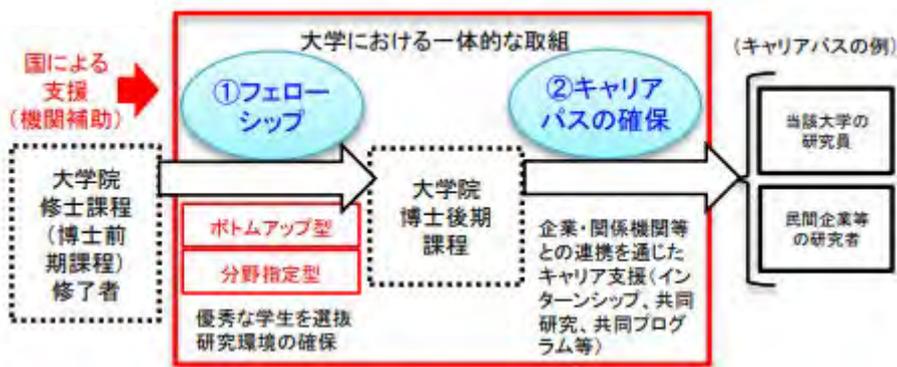
【事業の目的・目標】

- ①博士後期課程学生の処遇向上（生活費相当額（180万円以上）の支援を含むフェローシップ）と、②キャリアパスの確保（博士課程修了後のポストへの接続）を、全学的な戦略の下で、一体として実施する大学への新たな補助金を創設する。
- 価値創造の源泉である基礎研究・学術研究の卓越性と多様性を維持・強化していくため、将来を担う博士人材を戦略的に育成していくことが必要。このため、フェローシップは、各大学が将来のイノベーション創出等を見据えてボトムアップで提案するボトムアップ型と、国がトップダウンで分野を指定する分野指定型の2タイプとする。

【事業概要】

- フェローシップは、以下の2タイプ。
 - ・ボトムアップ型：大学の強みや地域の強み等を生かしたイノベーションの創出等が見込まれる人文・社会科学を含む幅広い分野を大学が提案
 - ・分野指定型：産学を通じて、人材ニーズの高まる分野（情報・AI、量子、マテリアル）を国が指定

【支援スキーム】



【支援内容】

- ✓ 支援対象：国公立大学（機関補助）
- ✓ 支援期間：7年間（6年目以降は継続分のみ）【国立大学の次期中期目標期間と連動】
- ✓ 支援規模：延べ55機関程度、1機関当たり10～25人程度
総支援人数：1,000人/年
- ✓ 補助率：3分の2 [(生活費相当額（180万円～/人）＋研究費）×2/3]
 - ※事務経費×2/3を別途補助
 - ※準備事業における事務経費については定額補助

アウトプット(活動目標)

【フェローシップの受給者数】

令和3年度	1,000人
令和4年度	2,000人
令和5年度	3,000人

【フェローシップ設立大学数】

令和3年度	延べ55大学程度
令和4年度	〃
令和5年度	〃

【外部機関と連携した大学数】

令和3年度	15大学
令和4年度	35大学
令和5年度	55大学

アウトカム(成果目標)

【初期アウトカム】

- ・大学における戦略的な博士後期課程学生支援の実施
- ・研究環境の充実に対する博士後期課程学生の満足度の上昇

【中期アウトカム】

- ・大学から博士後期課程学生への支援の充実
(博士後期課程学生支援の多様化)
- ・進学者の経済的不安等の減少
- ・博士後期課程進学者の増加

【長期アウトカム】

- ・社会の人材ニーズと博士人材の育成とのギャップが解消し、優秀な博士人材が社会の多様な場で活躍できる環境の実現

インパクト (国民・社会への影響)

産学を通じて、イノベーションの創出に資する博士人材が活躍することで、我が国のイノベーションの創出力を高め、その成果が社会に還元される。

(出典：文部科学省作成、事業概要資料

https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_kiban03-000011633_1.pdf (令和8年3月5日最終閲覧))

[資料2] 事業の変遷

1. 令和2年度（公募～採択）

1-1. 公募

前述の政府予算のとおり、フェローシップ事業は当初、文部科学省の補助金事業であった。そのため、機関（大学）に対するフェローシップ事業の公募及びその審査は、文部科学省において行われた。

文部科学省のウェブサイトには次のようにあった。

科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業 公募情報（抜粋）

1. 公募概要

- ・選定予定件数：ボトムアップ型・分野指定型を合わせて55件程度
※重複申請を認めているため、件数は延べ数となっています。
 - ・選定予定人数：ボトムアップ型・分野指定型を合わせた全体の支援人数は、年間1,000人程度
 - ・補助上限額：
フェローシップ：支給対象学生1人当たり200～250万円/年
事務経費：1,200～5,500万円/年
※事務経費の上限額については、採択件数・支給学生数により変動します。
※令和2年度（令和3年3月）においては、令和3年度4月からフェローシップを支給するための事務経費に充当可能な補助金上限1,000万円の定額補助
 - ・補助率：
令和2年度準備事業：定額補助
令和3年度本事業：2/3
 - ・補助事業期間：令和3年3月から令和10年3月まで
※補助事業によるフェローシップ支援対象は令和7年度の博士後期課程進学者まで。
※補助事業期間終了後には各機関は自立的運営を確立することが前提となります。
-

2. スケジュール（予定）

- ・公募開始：令和2年12月25日（金曜日）
- ・公募説明：文部科学省YouTubeにて説明動画を公開
- ・申請書類締切：令和3年1月29日（金曜日）
- ・書類審査：令和3年2月上旬
（・面接審査：令和3年2月中旬）
※面接審査を実施する場合、具体的な日時及び場所は別途周知します。
- ・選定結果の通知：令和3年2月上旬
- ・交付申請等：令和3年2月中旬
- ・事業開始：令和3年3月1日
※年度内の開始は準備事業のみです。本事業の交付申請手続きについては別途ご連絡します。

また、公募説明資料では、次のようにあった。

科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業資料（抜粋）

事業の概要

○対象機関：国公立大学

○支援取組：

博士後期課程学生が研究に専念できるよう、研究専念支援金(生活費相当額)と研究費からなるフェローシップの支給とキャリアパス支援へ向けた取組を、全学的な戦略の下で、一体として実施する取組を支援します。

※ 機関としての目標・行動計画の設定・公表が必要

(事業実施にあたり必要となる具体的な取組)

- フェローシップ支給等に関する学内規程等を整備すること。
- 支給対象学生の審査及びフェローシップの支給を、規程等に則り適切に実施すること。
- 学生に対して、研究力向上とキャリアパス支援のための取組を実施すること
- 修了後のキャリアパス(ポストの確保・接続)について具体的な目標を策定すること。
- 上記目標達成に向けた、ポストの確保・接続のための取組を実施すること。

○対象分野：

以下の2タイプより選択してください。なお、分野指定型を選択する場合は、分野も選択してください。

- ・ボトムアップ型 大学の強みや地域の強み等を活用したイノベーションの創出等が見込まれる人文・社会科学を含む幅広い分野
- ・分野指定型 以下3つの分野
①情報・AI ②量子 ③マテリアル
※他の研究領域と関連させた形での申請も可能。(例：AIと工学)

※申請に当たっては、大学内で適正な選考を行うこと。

※1大学につき、最大でボトムアップ型1件と分野指定型の各分野1件、合計4件までの申請が可能。

○補助事業期間：令和3年3月から令和10年3月まで

※ 補助事業によるフェローシップ支援対象は令和7年度の博士後期課程進学者まで

※ 補助期間終了後には各機関は自立的運営を確立することが前提となります。

○選定予定件数・人数：

選定予定件数：ボトムアップ型・分野指定型を合わせて55件程度

※重複申請を認めているため、件数は延べ数となっています。

選定予定人数：ボトムアップ型・分野指定型を合わせた全体の支援人数
年間1,000人程度を予定

○補助金額：

フェローシップ：1人当たり200～250万円/年、補助率2/3

事務経費(補助上限額)：1件当たり1,800万円程度、補助率2/3

※事務経費の上限額については、選定件数・支給学生数により変動します。

※令和2年度(令和3年3月)においては、令和3年度4月からフェローシップ支給等の取組を実施するための事務経費に充当可能な補助上限額1,000万円の定額補助

フェローシップ支給等に関する学内規定のイメージ

フェローシップ支給に際し、学内規程を整備してください。
学内規程には以下のような項目を記載いただくことを想定しています。

- ①フェローシップの目的
- ②対象となる研究科・専攻
- ③採用人数
- ④申請資格
- ⑤支給額・支給方法等
- ⑥フェローシップ支給対象学生の決定
- ⑦フェローシップ支給対象学生の義務
- ⑧支給の取消

フェローシップについて

○1分野・1学年当たりの対象学生数：上限40名 下限6名

○一人当たりの受給金額：200～250万円

研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）＋研究費

※研究専念支援金と研究費のミシシ目は、各大学の規程に基づき執行

※生活費は月額ないし2カ月分を学生の口座に振込。研究費は精算払いを想定。

※大学の自己負担額（支援対象費の3分の1）の財源については、研究活動を支援するというフェローシップの趣旨に反しないものであれば、本事業以外の外部資金等を活用することも可能。

○フェローシップ対象学生の選考審査

→大学において整備した規程に則り、適切に審査すること。

○フェローシップ受給学生の義務について

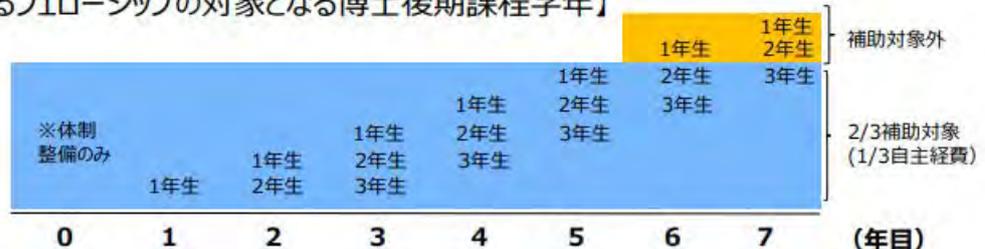
→学生が果たすべき義務（研究活動の取組状況の報告、メンターによる面談への対応等）及び、義務の履行を確保するための対応（例：面談時等の状況確認・指導、フェローシップ支給の停止等）について規程で定め、実施してください。

○受給資格について

優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する以下の要件を満たす者

- 令和3年4月1日現在、大学院博士課程に在籍していること。ただし、社会人の入学者は除きます。
- 令和3年4月1日現在、30歳未満
（ただし、臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては33歳未満。なお、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、1～2年程度、上記の年齢要件について各大学において配慮することが可能）
- 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でないこと。

【補助金によるフェローシップの対象となる博士後期課程学年】



○フェローシップ支給対象学生の研究力を向上させ、博士後期課程修了後のキャリアパス支援に資する取組を実施してください。

(研究力向上に向けた取組例)

- メンターによる研究等支援体制の構築
- 関係機関との共同研究・共同プログラムの実施
- 英文論文作成等のワークショップの実施

(学生のキャリアパス支援のための取組例)

- メンターによるキャリアパス支援体制の構築
- 企業での研究インターンシップ
- 外部関係者を招いたワークショップ
- 企業関係者等外部の関係者を招いた研究発表会

博士後期課程修了後のポストの確保・接続について

○博士後期課程修了後のキャリアパスについて、具体的な目標を定めた上で、ポストの確保・接続のための取組を実施してください。

(博士後期課程修了後のポストの具体的な目標(例))

	機 関	人 数	具体的な業種・機関名・職名(自大学ポストの場合のみ)
	自大学のポスト	〇〇人程度	育成助教
外部のポスト	アカデミア	〇〇人程度	他大学(A大学、B大学) 公的研究機関(A機関、B機関)
	民間企業等	〇〇人程度	コンソーシアム参画企業(A社、B社等) 〇〇業(A社、B社等)
	その他	〇〇人程度	起業

○キャリアパス支援に向けて、自大学における育成ポストの確保や、博士後期課程修了後のポストへの接続が期待できる企業・関係機関等との連携を通じたキャリア支援(インターンシップ、交流会)を実施してください。

(ポストの確保・接続のための取組(例))

- 研究に専念できるような自大学の育成ポスト(任期 2~3年で、若手研究者の育成を行う「育成助教」等の制度)の確保
- 関係機関等との連携を通じたキャリア支援(企業関係者との交流会)
- 大学と企業とのコンソーシアム形成を通じたポストへの接続

本事業における取組のイメージ

- 実施機関としての戦略的な事業計画を策定し、以下の取組を実施
 大学としての研究力向上と博士人材育成の方針と理念を踏まえ、「学内フェローシップ」と「キャリアパス支援」を一体的に実施する戦略的な計画を策定。

	フェローシップ制度の構築	キャリアパス支援制度の構築
目標等の設定	将来に向けて研究活動の強化を図る分野を明らかにした戦略的な支援対象の設定	育成を目指す人材像と修了後の活躍の姿を意識した具体的な支援計画(目標)の設定
体制整備	育成を目指す人材像と修了後の活躍の姿を意識した、審査方針・審査体制の整備、研究支援・キャリアパス支援体制の整備、	外部機関との連携体制の整備
事業内容	・研究計画を踏まえたフェローシップの支給	・キャリアパス支援に向けた取組の実施
	・研究力の向上のための支援策の実施	・トランスファラブルスキル獲得に向けた取組の実施
ポストへの接続	フェローシップ制度で支援された博士後期課程学生の修了後のポストの確保	
外部機関との連携	研究力の向上に向けた取組における民間企業、関係機関との連携の確保	トランスファラブルスキル獲得やキャリアパス支援の取組における民間企業、関係機関との連携の確保
評価の観点	・学会等への参加数、論文発表数 ・企業等の外部機関との連携状況	・修了後のキャリアパスの実績 ・トランスファラブルスキル獲得に関する博士学生の意識

本事業における支援対象のイメージ (案)

- 事業実施における支援対象は以下のとおり。

1. フェローシップの支給

- 生活費相当額 (180万円以上) の支援を含む、一人当たり年間200~250万円の支給
 (例) フェローシップ対象者数：30人(学年進行完了時90人)の場合 ※複数分野での申請も可能
 1年目の支給総額：7,200万円 (30人、240万の場合) このうち2/3を補助
 3年目 (学年進行完了時) の支給総額：2億1千6百万円 このうち2/3を補助

- 審査体制の整備

2. 研究支援・キャリアパス支援事業の実施

- (例) ・研究力向上に資するワークショップ
- ・企業関係者等外部の関係者を招いた研究発表会
 - ・企業等との交流会
 - ・企業での研究インターンシップの実施

3. 組織体制の構築

- (例) ・実施責任者 (特任教授等)
- ・担当職員 (URA等)
 - ・事務担当職員 (非常勤職員等)
 - ・メンター

等

等

事務経費(例)：1,800万円

このうち2/3を補助

※選定件数及び支給学生数によって事務経費は変動する

審査の際に考慮する点

▶ 以下の観点により、審査を実施します。

1. 事業計画の妥当性

○大学としての研究力向上と博士人材育成の方針と理念を踏まえ、フェローシップ支給とキャリアパス支援を一体的に実施する戦略的な計画が策定されているか。

2. フェローシップ支給制度の妥当性

- 研究活動の強化を図る分野を明らかにした支援対象の設定がなされているか。
- フェローシップに係る制度設計が適切になされているか。(審査体制、審査方針の整備等)
- フェローシップ支給等に係る学内規程が、適切に策定されているか。

3. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組の妥当性

- 研究力向上に向けた取組が、分野ごとに、具体的かつ適切に計画されているか。
- 関係機関との連携の下で、キャリアパス支援の取組が計画されているか。
- 研究支援の取組と一貫性を持った取組となっているか。

4. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組の妥当性

- キャリアパスについて、具体的なポストや人数等の目標が設定されているか。
- 将来の研究者としてのキャリアアップにつながるポストが自大学において確保されているか。
- 外部のポストへの接続に向けた取組が、目標を踏まえた実効性のあるものとなっているか。

1-2. 機関（大学）からの申請

申請件数は次のとおりであった。

ボトムアップ型	: 37件
分野指定型（情報・AI）	: 17件
分野指定型（マテリアル）	: 18件
分野指定型（量子）	: 10件
（合計）	: 82件（47機関）

3-1-3. 採択結果

文部科学省において、有識者等で構成される「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業委員会」を設置し審査を行い、同委員会の審査結果を踏まえ、採択機関を決定した。選定件数は表3-1のとおりである。

表3-1 採択機関一覧(支給予定人数順)

機関名	申請区分・支援予定人数				計
	ポトムアップ型	分野指定型 (情報・AI)	分野指定型 (マテリアル)	分野指定型 (量子)	
東北大学	40	30	30	20	120
東京大学	25	20	30	35	110
京都大学	11	25	40	21	97
大阪大学	20	13	20	25	78
東海国立大学機構名古屋大学	26	26	13	12	77
北海道大学	20	40			60
広島大学	13	10	24	6	53
東京工業大学		40			40
九州大学	12	8	8	6	34
筑波大学	6	8		17	31
金沢大学	10	7	10		27
千葉大学	8	6		6	20
奈良先端科学技術大学院大学	6	6	8		20
大阪府立大学	6		10		16
東京都立大学			15		15
立命館大学	15				15
新潟大学	7	7			14
神戸大学	7		7		14
熊本大学	8		6		14
信州大学	13				13
総合研究大学院大学	6	6			12
山形大学			10		10
富山大学	10				10
岡山大学	10				10
九州工業大学		10			10
東京理科大学			10		10
秋田大学	8				8
豊橋技術科学大学		8			8
徳島大学	8				8
横浜市立大学	8				8
奈良女子大学	7				7
茨城大学			6		6
山梨大学	6				6
お茶の水女子大学	6				6
東京医科歯科大学	6				6
東京外国語大学	6				6
東京農工大学	6				6
静岡大学	6				6
三重大学	6				6
京都工芸繊維大学			6		6
愛媛大学	6				6
長崎大学			6		6
名古屋市立大学	6				6
京都府立医科大学	6				6
大阪市立大学				6	6
兵庫県立大学	6				6
同志社大学	6				6
計	382	270	259	154	1,065

(人)

(参考)

採択件数	37	17	18	10	82
------	----	----	----	----	----

(件)

(出典： https://www.mext.go.jp/content/20210224-mxt_kiban03-000013022_1.pdf (令和8年3月5日最終閲覧))

2. 令和3年度（事業開始～JSTへの移管）

2-1. フェローシップ事業の開始

令和3年3月の下旬に機関（大学）より補助金交付申請が行われた。同年4月1日に文部科学省より補助金交付決定が行われ、採択された各機関（大学）においてフェローシップ事業が開始した。各機関（大学）の各支援タイプの名称は、表3-2のとおりである。

表3-2 各機関(大学)のフェローシップ名称

機関名	支援タイプ	フェローシップ名称
秋田大学	ポトムアップ型	SDGs 達成に貢献する文理融合型高度資源系人材育成
茨城大学	分野指定型(マテリアル)	脱炭素社会のための茨城大学量子線マテリアル創造フェローシップ
愛媛大学	ポトムアップ型	愛媛から世界をめざす学生のための愛媛大学フェローシップ –EU アドバンスド・リサーチ・フェローシップ–
大阪大学	ポトムアップ型	「社会と知の統合」を実現するイノベーション博士人材
	分野指定型(情報・AI)	分野横断イノベーションを創造する情報人材育成フェローシップ
	分野指定型(量子)	大阪大学フェローシップ「量子リーダー人材」
	分野指定型(マテリアル)	超階層マテリアルサイエンスプログラム
大阪市立大学	分野指定型(量子)	南部・アインシュタイン フェローシップ
大阪府立大学	ポトムアップ型	スマート社会を牽引する共創型 X-Care 課題解決アーキテクト養成
	分野指定型(マテリアル)	マテリアルイノベーションを通じた国際的博士人材育成
岡山大学	ポトムアップ型	岡山大学科学技術イノベーション創出フェローシップ(OU フェローシップタイプ A)
お茶の水女子大学	ポトムアップ型	お茶大アカデミック・プロダクション大学院生フェローシップ
金沢大学	ポトムアップ型	融合サイエンス・トップ研究者育成フェローシップ
	分野指定型(情報・AI)	情報科学と医工融合による「異分野横断型」研究者育成フェローシップ
	分野指定型(マテリアル)	マテリアル革新力を備えオープンイノベーション時代を牽引する人材育成フェローシップ
九州大学	ポトムアップ型	九州大学先導的人材育成フェローシップ事業(グリーンイノベーション分野)
	分野指定型(情報・AI)	九州大学先導的人材育成フェローシップ事業(情報・AI 分野)
	分野指定型(量子)	九州大学先導的人材育成フェローシップ事業(量子分野)
	分野指定型(マテリアル)	九州大学先導的人材育成フェローシップ事業(マテリアル分野)
九州工業大学	分野指定型(情報・AI)	先端研究フェローシップ
京都大学	ポトムアップ型	健康・医療・環境イノベーション創出フェローシップ
	分野指定型(情報・AI)	情報・AI・データ科学 博士人材フェローシップ
	分野指定型(量子)	未来を創る先端量子技術創出フェローシップ
	分野指定型(マテリアル)	マテリアルイノベーションを創出する未来人材育成フェローシップ
京都工芸繊維大学	分野指定型(マテリアル)	京都産学共創「超階層」マテリアル人材育成フェローシッププログラム
京都府立医科大学	ポトムアップ型	京都府立医科大学 次世代育成『2121』フェローシップ
熊本大学	ポトムアップ型	健康生命科学 S-HIGO プロフェッショナル養成フェローシップ
	分野指定型(マテリアル)	世界最高水準のマテリアル研究を支える研究志向型人材育成フェローシップ(寺田寅彦フェローシップ)
神戸大学	ポトムアップ型	神戸大学文理融合フェローシップ
	分野指定型(マテリアル)	神戸大学スマートマテリアル・フェローシップ
静岡大学	ポトムアップ型	光工学超領域分野フェローシップ
信州大学	ポトムアップ型	信州産学共創フェローシップ
総合研究大学院大学	ポトムアップ型	総合研究大学院大学「特別研究員」制度 大規模先端科学分野
	分野指定型(情報・AI)	総合研究大学院大学「特別研究員」制度 情報・AI 分野
千葉大学	ポトムアップ型	大学院先進科学フェローシッププログラム
	分野指定型(情報・AI)	革新的医療技術を創生する情報・AI 研究者育成プログラム
	分野指定型(量子)	千葉大学量子科学フェローシップ

筑波大学	ボトムアップ型	基礎医学研究・生命医科学研究を社会のイノベーションに繋げる博士人材の育成
	分野指定型(情報・AI)	学際的情報・AI イノベーション人材創出型博士フェローシップ
	分野指定型(量子)	筑波研究学園都市のオープンイノベーション拠点と連携した量子分野横断型人材育成フェローシップ
東京大学	ボトムアップ型	未来社会デザインフェローシップ
	分野指定型(情報・AI)	知能社会創造フェローシップ
	分野指定型(量子)	量子科学技術フェローシップ
	分野指定型(マテリアル)	統合マテリアル科学キャリア接続型フェローシップ
東京医科歯科大学	ボトムアップ型	卓越大学院生制度対象学生へのフェローシップ
東京外国語大学	ボトムアップ型	多文化共生イノベーション研究育成フェローシップ
東京工業大学	分野指定型(情報・AI)	高度 CPS ² 人材育成フェローシップ(CPS ² : Cyber Physical & Social Systems)
東京都立大学	分野指定型(マテリアル)	産学官で活躍できるマテリアル革新を目指した次世代「双対型」人材育成フェローシップ
東京農工大学	ボトムアップ型	地球規模の課題解決を実践する先端博士人材フェローシップ(JIRITSU-FL フェローシップ)
東京理科大学	分野指定型(マテリアル)	東京理科大学マテリアル人材フェローシップ制度
同志社大学	ボトムアップ型	同志社大学大学院博士後期課程若手研究者育成フェローシップ
東北大学	ボトムアップ型	東北大学高等大学院博士学生フェローシップ(レジリエント学際科学分野)
	分野指定型(情報・AI)	東北大学高等大学院博士学生フェローシップ(情報・AI・スマートシステム分野)
	分野指定型(量子)	東北大学高等大学院博士学生フェローシップ(量子・スピントロニクス分野)
	分野指定型(マテリアル)	東北大学高等大学院博士学生フェローシップ(物質・材料科学分野)
徳島大学	ボトムアップ型	徳島大学ひかりフェローシップ
富山大学	ボトムアップ型	富山大学地域産業イノベーション創出フェローシップ事業
豊橋技術科学大学	分野指定型(情報・AI)	大学・高専連携型グローバル AI イノベーションフェローシップ
長崎大学	分野指定型(マテリアル)	グリーンサイエンスの研究拠点形成を志向した研究者育成事業
名古屋大学	ボトムアップ型	名古屋大学融合フロンティアフェローシップ (アジア未来創造分野)
	分野指定型(情報・AI)	名古屋大学融合フロンティアフェローシップ (情報・AI 分野)
	分野指定型(量子)	名古屋大学融合フロンティアフェローシップ (量子科学分野)
	分野指定型(マテリアル)	名古屋大学融合フロンティアフェローシップ (マテリアル分野)
名古屋市立大学	ボトムアップ型	医療創薬デザイン人材養成フェローシップ
奈良女子大学	ボトムアップ型	奈良女子大学博士号取得支援 SGC フェローシップ
奈良先端科学技術大学院大学	ボトムアップ型	グリーンバイオエコノミーフェローシップ
	分野指定型(情報・AI)	創発的先端人材育成
	分野指定型(マテリアル)	マテリアルイノベータフェローシップ
新潟大学	ボトムアップ型	未来健康科学高度人材育成フェローシップ
	分野指定型(情報・AI)	未来を創造する革新的情報・AI 人材育成フェローシップ
兵庫県立大学	ボトムアップ型	ひょうご創生異分野融合型リーダー育成フェローシップ
広島大学	ボトムアップ型	広島大学大学院リサーチフェローシップ制度(サステナビリティ学分野)
	分野指定型(情報・AI)	広島大学大学院リサーチフェローシップ制度(情報・AI 分野)
	分野指定型(量子)	広島大学大学院リサーチフェローシップ制度(量子分野)
	分野指定型(マテリアル)	広島大学大学院リサーチフェローシップ制度(マテリアル分野)
北海道大学	ボトムアップ型	アンビシャス博士人材フェローシップ制度(SDGs)
	分野指定型(情報・AI)	アンビシャス博士人材フェローシップ制度(情報・AI)
三重大学	ボトムアップ型	地球環境に調和した持続可能社会を実現する地域連携型フェローシップの創設
山形大学	分野指定型(マテリアル)	ソフトマターイノベーション博士人材育成プログラム
山梨大学	ボトムアップ型	融合研究の推進による社会変革対応型ドクター人材の養成
横浜国立大学	ボトムアップ型	データ思考イノベティブ人材フェローシップ
立命館大学	ボトムアップ型	立命館大学 NEXT(New Educational Xross-Training)フェローシップ・プログラム

注: 令和3年3月31日時点の情報を記載

各機関（大学）は、学生の募集し、選抜した学生に対して研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）を支給すると共に、研究費を配分した。また、学生のキャリアパス支援のための取組を開始した。

また、国立大学においては、国立大学法人運営費交付金における授業料免除枠につき、優秀な博士後期課程の学生への支援を充実させる観点から、科学技術人材育成費補助金と連携して、フェローシップ事業の採択大学に対し、一層の支援が可能となる予算の措置がなされた。

フェローシップ事業開始直後の令和3年6月には、フェローシップ事業を今後進めるに当たり第三者の視点で同実施計画についてレビューし、課題の所在やその対応方針等について確認等を行うことを通して各機関（大学）におけるより良いフェローシップ制度創設に資することを目的に、全ての機関（大学）に対して、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業委員会によるオンラインのヒアリングが行われた。

2-2. 次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）の並行実施

令和3年度には、JSTにて次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）の募集が行われ、フェローシップ事業の実施機関（大学）のうち、35大学*がSPRINGも並行して実施することとなった。

公募期間

A日程： 令和3年6月11日～7月15日

B日程： 令和3年9月3日～9月30日

採択

A日程： 令和3年9月7日（40プロジェクト）

B日程： 令和3年12月1日（19プロジェクト）

[SPRINGに採択されたフェローシップ事業の実施機関（大学）]

大阪市立大学／大阪府立大学*、大阪大学、岡山大学、金沢大学、九州工業大学、九州大学、京都工芸繊維大学、京都大学、熊本大学、神戸大学、信州大学、総合研究大学院大学、千葉大学、筑波大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京大学、東京都立大学、東京農工大学、東京理科大学、同志社大学、東北大学、徳島大学、富山大学、名古屋市立大学、名古屋大学、奈良女子大学、奈良先端科学技術大学院大学、新潟大学、広島大学、北海道大学、三重大学、山梨大学、立命館大学

※ 大阪市立大学と大阪府立大学は、令和4年4月の大学統合を見据えて共同でSPRINGに提出してきたため、大学統合までは「1プロジェクト・2大学」として数える。

なお、SPRINGの採択に伴い、フェローシップ事業の支援学生を含めて学生を選抜し直した大学もあり、その中には、フェローシップ事業の支援学生が全てSPRINGに移行した大学もある。

2-3. 令和4年度に向けた制度変更（SPRINGとの一体的運用）

令和3年度には、令和4年度に向けた制度変更が進むこととなった。令和4年度概算要求の段階では、フェローシップ事業の予算は文部科学省の予算として独立して存在していた。

文部科学省 令和4年度概算要求

科学技術・イノベーション人材の育成・確保

若手研究者等の育成・活躍促進

◆科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業

3,849百万円 (2,316百万円)

博士後期課程学生に対し、学内フェローシップと博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学を支援

(出典：令和4年度 文部科学省概算要求のポイント（科学技術関係）

https://www.mext.go.jp/content/20210827-mxt_kouhou02-000010167_10.pdf (令和8年3月5日最終閲覧))

しかし、12月の政府予算原案では、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の記載ではなく、「博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保」となり、また、前年度予算の記載に、令和3年度補正予算のSPRINGの予算が付記された。

文部科学省 令和4年度予算

科学技術・イノベーション人材の育成・確保

博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

◆博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

3,368百万円 (2,316百万円)

〔令和3年度補正予算額 40,000百万円〕

優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う大学を支援。

※あわせて、「創発的研究支援事業」により、研究者をリサーチ・アシスタント（RA）として支える博士課程学生等（800人分/期）に対する支援を2期分実施。

（「基礎研究力強化を中心とした研究力の向上と世界最高水準の研究拠点の形成」と重複）

(出典：文部科学省 令和4年度予算のポイント（科学技術関係）

https://www.mext.go.jp/content/20211223-mxt_kouhou02-000017672_1.pdf (令和8年3月5日最終閲覧))

また、令和3年12月には、“「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の今後の推進に関する説明会”が開催され、フェローシップ事業のJSTへの移管と、両事業の一体的な運

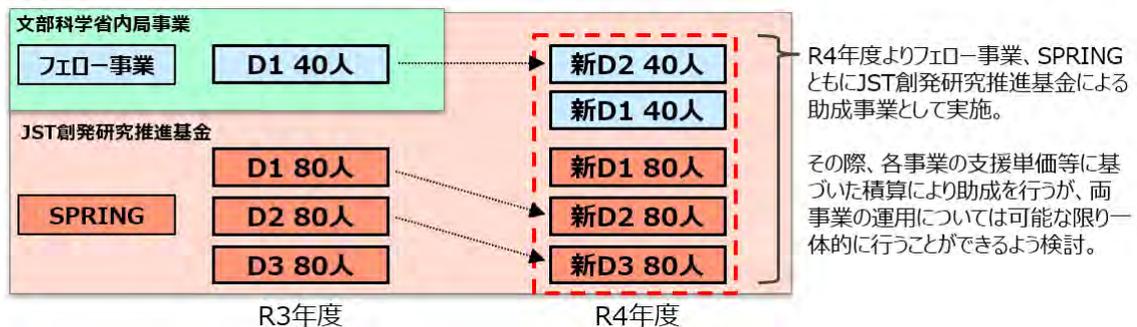
営に向けた説明が、文部科学省によりなされた。同説明会での要点は、次のようなものであった。

運用の一体化の方向性

【ポイント】

- 令和4年度より、フェロー事業及びSPRINGの財源をJST創発研究推進基金に一本化【財源の統合】
- 両事業の事業趣旨を踏まえ、基本的な制度の枠組（分野指定や支援単価等）は継続しつつ、大学及び学生の負担等を軽減するため、両事業を可能な限り一体的に運用【運用の一部統合】

【イメージ】（フェロー事業で1学年40人、SPRINGで3学年240人が採択されている大学の場合）



つまり、文部科学省の補助金事業であったフェローシップ事業は、令和4年度よりJSTに移管し、JSTの創発的研究推進基金による助成事業とするとともに、同じくJSTの助成事業であるSPRINGと可能な限り一体的に運用するようになるというものであった。

また、令和4年3月28日に、文部科学省科学技術・学術政策局長よりJST理事長に対して発出された通知「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業の移管に伴う留意点について」においては、フェローシップ事業を、令和4年度政府予算から、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2に基づく特定公募型研究開発業務として」、JSTに移管するとし、については、「移管後も、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出を担う博士後期課程学生の処分向上とキャリアパス整備を、全学的な戦略の下で一体として実施する大学への支援を推進」すること、「キャリアパスの整備に係る大学の取組状況や、修了後の学生のキャリアパスの状況について、適切にフォローアップを実施」することについて、また、「フェローシップ事業と次世代研究者挑戦的研究プログラムは、国立研究開発法人科学技術振興機構法第23条第6号に基づく助成に係るものとして同一の財源により実施されるものとなることから、適切な会計処理の範囲内で、両事業を可能な限り一体的に運用」すること、「今後、制度的な課題が発生した場合等には、建前論や前例踏襲に陥ることなく、事業の進捗を踏まえて柔軟にその内容の改善・変更を検討」することについて、十分に留意することが求められた。

3. 令和4年度（SPRINGとの一体的運用開始）

前述の通り、フェローシップ事業は、令和4年度より、文部科学省の補助金事業からJSTの助成金事業として実施されることとなった。令和3年度から開始した第1期SPRINGと一体的に行った大学と、フェローシップ事業単独で行った大学は表3-3のとおりである。

表3-3 令和4年度からSPRINGと一体運用を開始したフェローシップ事業大学

	SPRINGと一体的運用	フェローシップ事業単独
国立	大阪大学、岡山大学、金沢大学、九州工業大学、九州大学、京都工芸繊維大学、京都大学、熊本大学、神戸大学、信州大学、総合研究大学院大学、千葉大学、筑波大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京大学、東京農工大学、東北大学、徳島大学、富山大学、名古屋大学、奈良女子大学、奈良先端科学技術大学院大学、新潟大学、広島大学、北海道大学、三重大学、山梨大学	秋田大学、茨城大学、愛媛大学、お茶の水女子大学、静岡大学、東京外国語大学、豊橋技術科学大学、長崎大学、山形大学、横浜市立大学
公立	大阪公立大学※、東京都立大学、名古屋市立大学	京都府立医科大学、兵庫県立大学
私立	東京理科大学、同志社大学、立命館大学	

※大阪市立大学と大阪府立大学は、令和4年4月の大阪公立大学としての統合とあわせてフェローシップ事業も統合した。

また、令和4年度より、SPRINGと同様、社会人（学校基本調査における「博士課程入学者」のうち「社会人」として扱われている者）も支援対象とした上で、所属企業等から十分な生活費相当額を受給可能な制度がある場合は支援の対象外とする取扱いとした。

令和5年1月にオンラインで行われた、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の今後の推進に関する説明会において、令和5年度における運用の一体化の方向性として、「フェローシップ事業において、令和5年度に新たに選抜する学生の単価について、上限額を250万円から290万円まで引き上げることを可能とすること」、また、「学生1人当たりの支援期間は3年であったところ、令和5年度以降は最大3年間（4年生の場合は4年間）にSPRINGと統一すること」が示された。

また、令和6年度以降の両事業の一体的な運用に向け、「博士支援事業を継続して行くに当たり、二つの事業が併存することによる問題を解消し、各大学における事務や学生等の負担を軽減するため、令和6年度より両事業を一本化すること」、「一本化に当

たつては、学生への支援がより手厚いSPRING事業の枠組みに移行するとし、その際には、円滑に両事業の取組が継続されるように配慮する」ことが示された。

4. 令和5、6年度（SPRINGへの統合へ）

4-1. SPRING 令和6年度公募

令和5年1月に開催された説明会での説明のとおり、SPRINGの令和6年度公募が令和5年度に行われた。公募期間は、令和5年11月24日（金）～12月25日（月）。

SPRINGの事前評価においては、フェローシップ事業の実績も踏まえた評価をしていることから、フェローシップ事業の評価ともなっている。

■公募要領

第2章 公募・選考

2.1 公募の対象となる取組

2) 大学によるキャリアパス支援

- また、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）による国際的な融合研究拠点や、センター・オブ・イノベーション（COI）事業等の拠点事業におけるマネジメントシステム等を活用する、あるいはリーディング大学院、卓越大学院、人材育成コンソーシアム、世界で活躍できる研究者戦略育成事業、科学技術イノベーション創出に向けたフェローシップ創設事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム等において開発された育成プログラム等を移植する等、他事業で得られた成果やノウハウを導入し、更に発展させることも期待されます。

■申請書

（キャリア開発・育成コンテンツで実績を書く欄の注釈）

すでにSPRING・フェローシップ事業またはこれに類する取組を実施している大学であつて、本内容を実施している場合は、その実績（継続性や進展）及び自己評価について簡潔に説明ください（200字程度）。

■審査要領

大項目 ビジョンと現状

中項目 現状

小項目 現状（これまでの実績）

評価基準 ・大学のこれまでの実績に鑑み、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の選抜が見込めるか。

審査の結果、フェローシップ事業の実施機関（大学）は、次のようになった（令和6年3月）。

【SPRINGに一本化（43大学）】

秋田大学、茨城大学、愛媛大学、大阪公立大学、大阪大学、岡山大学、金沢大学、九州工業大学、九州大学、京都工芸繊維大学、京都大学、京都府立医科大学、熊

本大学、神戸大学、静岡大学、信州大学、千葉大学、筑波大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京大学、東京都立大学、東京農工大学、東京理科大学、同志社大学、東北大学、徳島大学、富山大学、豊橋技術科学大学、長崎大学、名古屋市立大学、名古屋大学、奈良女子大学、奈良先端科学技術大学院大学、新潟大学、兵庫県立大学、広島大学、北海道大学、三重大学、山形大学、山梨大学、横浜市立大学、立命館大学

【第1期SPRINGとフェローシップ事業の一体的運用（1大学）】

総合研究大学院大学

【フェローシップ事業単独（2大学）】

お茶の水女子大学、東京外国語大学

4-2. SPRING令和7年度公募

令和6年度公募にて採択された大学に加えて、①我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し、②博士人材が幅広く活躍するため従来の枠にとらわれない多様なキャリアパスの整備を進める実力と意欲があり、体制が整った大学を追加で支援するため、SPRING令和7年度公募が実施された。公募期間は令和6年8月9日（金）～9月30日（月）で、公募の要件等は令和6年度公募と基本的に同じものであった。

審査の結果、総合研究大学院大学、お茶の水女子大学、東京外国語大学もSPRINGに一本化することとなり、令和6年度をもってフェローシップ事業の実施機関（大学）は0となった。

5. 事業変遷のまとめ

事業の設立から終了までを、これまで記載してきたように密接に関係するSPRINGの流れも踏まえてまとめると、表3-5のようになる。

表3-5 フェローシップ事業の設立から終了まで

	大学フェローシップ創設事業	SPRING(参考)
令和 2年度	R2年度3次補正予算要求(本省予算、準備事業) R3年度予算要求(本省予算事業) 公募(12/25~1/29) 82件(47機関)選定(3月)	R2年度3次補正予算要求(創発基金) 基金追加造成(3/29)
令和 3年度	(R3年度本省予算で実施、補助事業) R4年度予算要求(創発基金) SPと一体推進の説明会(12月) FS移管の留意点について(3月)	(基金、主にR2補正予算で実施、助成事業) 公募(A:6/11~7/15)(B:9/3~9/30) A日程40プロジェクト採択(9/7) B日程19プロジェクト採択(12/1) R3年度補正予算要求(創発基金)
令和 4年度	(基金、主にR4年度予算で実施、助成事業) 基金追加造成(4/28、7/11) R5年度予算要求(創発基金) FS/SP採択大学向け説明会(1/12)	(基金、主にR3補正予算で実施、助成事業) FS/SP採択大学向け説明会(1/12)
令和 5年度	(基金、主にR5年度予算で実施、助成事業) 基金追加造成(4/27) 次期SPのRFI※(5月) 47機関全てSPRINGに応募、44機関が採択	(基金、主にR3補正予算で実施、助成事業) 次期SPのRFI※(5月) R5年度補正予算要求(創発基金) R6年度公募(11/24~12/25) 76プロジェクト採択(3/21)
令和 6年度	(基金、主にR5補正予算で実施、助成事業) 3機関がFSとして実施 3機関全てSPRINGに応募、3機関が採択	(基金、主にR5補正予算で実施、助成事業) FSから移行した44機関は新SPRINGとして実施 R7年度公募(8/9~9/30) 13プロジェクト採択(12/16) 大学ファンドの運用益で助成基金が追加造成(3月)
令和 7年度		(創発基金と大学ファンドとで実施) FSから移行した3機関は新SPとして実施

なお、令和3年度から令和6年度にかけて、フェローシップ事業、SPRINGのそれぞれから出るさまざまな問題を機関(大学)及びJSTで解決していく中で、両事業の運用面、事務処理の改善が図られた。

科学技術イノベーション創出に向けた
大学フェローシップ創設事業

公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局
令和2年12月

＜公募要領目次＞

I. 本事業の概要等	2
1. 事業の背景・目的	2
2. 事業の概要	2
II. 公募の概要	3
1. 対象機関	3
2. 支援対象となる取組	3
3. 申請対象となる分野	4
4. 補助事業期間	4
5. 選定予定件数・人数	5
6. 補助の内容	5
III. フェローシップの支給	7
1. フェローシップの概要	7
2. フェローシップ支給に関する学内規程	7
3. フェローシップ支給対象学生の要件	7
4. フェローシップ支給対象学生の審査	8
5. フェローシップ支給に係る管理等	8
IV. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組	9
1. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組の概要	9
2. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組例	9
V. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組	10
1. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組の概要	10
2. 博士後期課程修了後のポストの具体的な目標例	10
3. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続のための取組例	10
VI. 補助対象となる経費の範囲	11
VII. 審査・申請	12
1. 審査方法	12
2. 申請方法	12
VIII. 取組の実施	14
IX. 留意事項	14
X. 問合せ先	24
XI. スケジュール（予定）	24
別表	25

I. 本事業の概要等

1. 事業の背景・目的

論文の筆頭著者の約2割を占める博士後期課程学生は、先端研究の現場の重要な担い手であるとともに、次代の科学技術・イノベーションを担う貴重な存在です。今後、高度人材の獲得競争が激化する中で、修士課程から博士後期課程に進学する優秀な人材の確保が不可欠です。

しかし、近年、博士後期課程における経済的な不安と研究者としての将来のキャリアパスが不透明であることが相まって、我が国では、博士後期課程に進学する学生が減少し、博士号取得者数も、主要国の中で唯一減少傾向にあります。

また、優秀な学生が研究の世界に失望し、研究者を志望しないとの厳しい指摘も多く、我が国の将来の科学技術イノベーションの空洞化が強く懸念されております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による博士号取得の遅れや研究環境、経済状況の悪化により、博士後期課程学生の状況はさらに深刻化されることが見込まれるところ、この危機的状況を打開するためには、博士後期課程学生への支援の在り方を根本から変えていく必要があります。大学のシステム改革と連動した対策が急務です。

このような背景を踏まえ、修士課程から博士後期課程に進学する優秀な人材の確保を図るため、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出を担う博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの支援を、全学的な戦略の下で一体として実施する大学への支援を実施します。

2. 事業の概要

「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業（以下、「本事業」という。）」では、研究に対する意欲を有し、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出の重要な担い手となる博士後期課程進学者に対し、研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）と研究費からなるフェローシップの支給と、博士後期課程修了後に安定的で研究に専念できる環境を提供できるポスト確保に取り組む大学に対し、補助金を支援します。なお、令和2年度は、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設準備事業（以下、「準備事業」という。）」として、上記取組を実施するための準備を行う大学に対し、補助金を支援します。

大学は、申請に当たり、フェローシップ支給やフェローシップ支給対象学生の審査等に係る学内規程を整備する必要があります。

そのうえで、将来に向けて研究活動の強化を図る分野を明らかにした戦略的な支援対象を設定し、育成を目指す人材像と修了後の活躍の姿を意識した具体的な支援計画（目標）を策定し、補助金の支援に係る申請書を文部科学省に提出します。

文部科学省は、外部有識者で構成された委員会による審査に基づき、支援対象となる大学を決定します。そのうえで、文部科学省は支援対象となる大学に対し、フェローシップに係る費用、キャリアパス支援の実施や事業体制に伴う事務経費を支援します。

なお、準備事業・本事業の実施は、令和2年度補正予算及び令和3年度予算が成立することを前提とします。予算の状況等によっては、内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

II. 公募の概要

1. 対象機関

(1) 対象機関の要件

支援対象となる機関は、以下の要件を満たすものに限ります。

- ・大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
ただし、学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。
※複数の大学が共同で申請することはできません。

(留意事項)

申請の要件ではありませんが、支援対象機関となる「大学」は、博士後期課程学生の研究力向上・キャリアパス支援や博士後期課程修了後のポスト確保・接続に向けて関係機関（大学、研究機関、企業等）との連携体制を構築してください。

(2) 申請者

上記対象機関の長

2. 支援対象となる取組

博士後期課程学生が研究に専念できるよう、研究専念支援金（生活費相当額）と研究費からなるフェローシップの支給とキャリアパス支援へ向けた取組を、全学的な戦略の下で、一体として実施する取組を本事業の支援対象とします。なお、補助事業期間終了後に、優秀な博士後期課程学生の研究力向上に資する取組としての質が下がることがないように留意してください。

実施が求められる具体的な取組は、以下のとおりです。

- ・フェローシップの支給に係る取組
- ・研究力向上とキャリアパス支援の実施に係る取組
- ・博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組
- ・本事業実施のための組織体制の構築

3. 申請対象となる分野

以下の2タイプより選択してください。なお、分野指定型を選択する場合は、分野も選択してください。

ボトムアップ型：大学の強みや地域の強み等を活用したイノベーションの創出等が見込まれる人文・社会科学を含む幅広い分野

分野指定型：以下3つの分野

○情報・AI

○量子

○マテリアル

※他の研究領域と関連させた形での申請も可能とします。

※複数申請について

1大学につき、最大でボトムアップ型1件と分野指定型の各分野1件、合計4件までの申請を認めます。

ボトムアップ型	分野指定型		
	情報・AI	量子	マテリアル
1件	1件	1件	1件

4. 補助事業期間

補助事業期間は準備事業が令和2年度（補助対象となる取組は令和3年3月実施のもの）、本事業が令和3年度から令和9年度までとします。なお、令和8年度以降のフェロウシップについては継続分のみ支援します。各機関は、補助事業期間終了後は自立的運営を確立することが前提となります。

ただし、国の財政状況等に鑑み、7年1か月間（8年度間）の事業計画を必ずしも保障するものではないこと、及び補助事業期間中に財源が変更される可能性があることに留意してください。また、令和6年度に個別の事業実施状況について、中間評価を行います。この評価において、事業の変更・改善が必要な事由が生じた場合には、必要な事項について、文部科学省外部に設置した委員会の承認を得て、事業計画の変更を認めることとします。なお、中間評価において、実施機関の取組状況が著しく妥当性を欠き、本事業の適切な執行が困難な場合は、取組の改善を求めることや、補助金の減額、事業の中止などの見直しを行うことがあります。

なお、補助金の交付決定は国の会計年度ごとに行われます。準備事業及び本事業の各事業計画に基づき、その経費については各会計年度ごとに区別して使用できるよう留意してください。

5. 選定予定件数・人数

準備事業及び本事業での選定予定件数として、ボトムアップ型・分野指定型を合わせて55件程度を予定しています。ただし、複数申請を認めているため、1つの大学が複数件選定される可能性があります。

本事業によるボトムアップ型・分野指定型を合わせた全体の支援人数は、年間1,000人程度を予定しています。

6. 補助の内容

準備事業及び本事業の実施に必要な経費について、文部科学省から選定機関に対して補助金を交付します。補助金は、①研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）と研究費からなるフェローシップ、②研究力向上・キャリアパス支援の実施等に伴う経費（事務経費）からなります。

(1) フェローシップ

本事業のフェローシップは支給対象学生1人当たり年間200～250万円を3年間支給するものとします。

(2) 事務経費

各事業の事務経費の補助上限額は以下のとおりです。

令和2年度準備事業 : 10,000千円/選定件数1件当たり

令和3年度以降本事業 : 18,000千円/選定件数1件当たり※

※本事業の事務経費については、選定件数・支給学生数により変動します。詳細は次ページの表も参照してください。

選定件数が複数の場合の補助上限額は以下のとおりとします。

1件 : 18,000千円

2件 : 35,000千円

3件 : 50,000千円

4件 : 55,000千円

ただし、事務経費は、複数件選定された場合でも、支給学生数の総数により、以下の補助上限額となります。

1大学での支給学生数が全選定合計で1学年につき12名以下 : 12,000千円

1大学での支給学生数が全選定合計で1学年につき30名以下 : 18,000千円

1大学での支給学生数が全選定合計で1学年につき50名以下 : 35,000千円

1大学での支給学生数が全選定合計で1学年につき70名以下 : 50,000千円

(3) 補助率

各事業の補助率は以下のとおりです。

令和2年度準備事業：定額補助

令和3年度本事業：2/3

ただし、補助金については、財政事情・中間評価の結果等により、減額する場合があります。

(表) 選定件数・支給学生数により変動する事務経費補助上限額一覧

選定件数 支給学生数	1	2	3	4
6~12人	1,200	1,200		
13~20人	1,800	1,800	1,800	
21~30人	1,800	1,800	1,800	1,800
31~40人	1,800	3,500	3,500	3,500
41~50人		3,500	3,500	3,500
51~60人		3,500	5,000	5,000
61~70人		3,500	5,000	5,000
71~80人		3,500	5,000	5,500
81~90人			5,000	5,500
91~100人			5,000	5,500
101~110人			5,000	5,500
111~120人			5,000	5,500
121~130人				5,500
131~140人				5,500
140~150人				5,500
151~160人				5,500

人数は1学年当たりの合計人数。金額の単位は万円。

Ⅲ. フェローシップの支給

1. フェローシップの概要

博士後期課程学生が研究に専念できるよう、研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）と研究費からなるフェローシップを学生に支給してください。

フェローシップ支給額 : 1人当たり 200～250万円/年間

フェローシップ支給対象学生数の下限 : 1件につき 6名/学年

フェローシップ支給対象学生数の上限 : 1件につき 40名/学年

※フェローシップ支給に関する大学の自己負担部分（支援対象額の1/3）の財源については、研究活動を支援するというフェローシップの趣旨に反しないものであれば、本事業以外の外部資金等を活用することも可能です。

2. フェローシップ支給に関する学内規程

フェローシップ支給に関して、支給要件、支給額、審査手続き等を定める学内規程を整備してください。また、本事業が博士後期課程学生の研究力向上という趣旨を持つことに鑑み、研究活動に関して支給対象学生が果たすべき義務を記載するとともに、その義務の履行状況に対する大学の確認方法等も学内規程に盛り込んでください。

3. フェローシップ支給対象学生の要件

令和3年度のフェローシップ支給対象学生は、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する、以下の要件を満たす者とします。

- ・ 令和3年4月1日現在、大学院博士課程に在籍し、次のいずれかに該当する者（ただし、社会人の入学者（学校基本調査における「博士課程入学者」のうち「社会人」として扱われている者）は除きます。）
 - ①区分制の博士課程後期第1年次相当（在学月数12ヶ月未満）に在学する者
 - ②一貫制の博士課程第3年次相当（在学月数24ヶ月以上36ヶ月未満）に在学する者
 - ③後期3年の課程のみの博士課程第1年次相当（在学月数12ヶ月未満）に在学する者
 - ④医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次相当（在学月数12ヶ月以上24ヶ月未満）に在学する者
- ・ 令和3年4月1日現在、30歳未満（臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては33歳未満）であること。なお、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、1～2年程度、上記の年齢要件について各大学において配慮することを可能とします。

- ・ 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でないこと。

4. フェローシップ支給対象学生の審査

本事業による支援を希望する大学は、学内規程に則り、フェローシップ支給対象となる学生を公正に審査してください。

5. フェローシップ支給に係る管理等

学生へのフェローシップ支給については、支給時期や方法等含め、学内規程等に則り、適切な管理を実施してください。

※フェローシップのうち、研究専念支援金（生活費相当分）の支給時期については、一月毎または二月毎を目安としてください。

※研究専念支援金（生活費相当分）は課税の対象となりますので、大学として適切に対応ください。

※フェローシップのうち、研究費については、使途を毎年度確認しますので、機関の会計規定等に基づき適切に管理してください。

IV. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組

1. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組の概要

フェローシップ支給対象学生の研究力を向上させ、博士後期課程修了後のキャリアパス支援に資する取組を実施するようにしてください。

2. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組例

(1) 研究力向上に向けた取組例

フェローシップ支給対象学生の研究力向上のため、例えば以下のような取組を実施するようにしてください。

- ・メンターによる研究等支援体制の構築
- ・関係機関との共同プログラムの実施
- ・関係機関との共同研究
- ・英文論文作成等のワークショップ

上記以外にも研究力向上に向けた取組を実施するようにしてください。

(2) 学生のキャリアパス支援のための取組例

博士後期課程修了後に、アカデミアはもとより民間企業等でも活躍できる人材が戦略的に育成されるように、例えば以下のような取組を実施するようにしてください。

- ・メンターによるキャリアパス支援体制の構築
- ・企業での研究インターンシップ
- ・外部関係者を招いたワークショップ
- ・企業関係者等外部の関係者を招いた研究発表会

上記以外にもフェローシップ支給対象学生のキャリアパス支援のための取組を実施するようにしてください。

V. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組

1. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組の概要

博士後期課程修了後のポストについて、具体的な目標を定め、自大学におけるポストの確保や、企業・関係機関等との連携を通じた外部のポストへの接続に向けた取組を実施するようにしてください。

2. 博士後期課程修了後のポストの具体的な目標例

博士後期課程修了後のポストについて、例えば以下のような具体的な目標を定めるようにしてください。

	機 関	人 数	具体的な業種・機関名・職名(自大学ポストの場合のみ)
	自大学のポスト	〇〇人程度	育成助教
外部のポスト	アカデミア	〇〇人程度	他大学（A大学、B大学） 公的研究機関（A機関、B機関）
	民間企業等	〇〇人程度	コンソーシアム参画企業（A社、B社等） 〇〇業（A社、B社等）
	その他	〇〇人程度	起業

3. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続のための取組例

博士後期課程修了後のポストの確保・接続のため、例えば以下のような取組を実施するようにしてください。

- ・研究に専念できるような自大学の育成ポスト（任期2～3年で、若手研究者の育成を行う「育成助教」等の制度）の確保
- ・企業、関係機関等との連携を通じたキャリア支援（インターンシップ、企業関係者との交流会）
- ・大学と企業とのコンソーシアム形成を通じたポストへの接続

VI. 補助対象となる経費の範囲

補助対象となる経費の具体的な例は、以下に示すとおりです。

①フェローシップに関する経費

- 学生に支給するフェローシップ（200～250万円）
 - ・研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）
 - ・学生が研究を実施するために必要な研究費
- フェローシップ支給対象学生を審査するための委員会開催に伴う経費
 - ・委員の謝金
 - ・委員の委員会出席に伴う旅費
 - ・審査委員会をオンライン開催するための経費（機材購入等）

②研究力向上・キャリアパス支援の実施に必要な経費

- ・ワークショップ開催のための講師派遣に伴う旅費・謝金
- ・研究発表会開催のための場所の賃借料、外部関係者招へいに伴う旅費・謝金
- ・企業等によるインターンシップに学生を派遣するための経費

③本事業実施のための組織体制の構築

本事業を実施するための組織体制を構築し、そのための人件費を措置できるものとする。以下は組織構成の例

- ・本事業を統括する実施責任者（特任教授等）
- ・学生の研究をサポートし、企業等との連携をコーディネートするURA等
- ・学生の研究力向上のための支援を実施するメンター等
- ・本制度運用に必要となる物品の購入費用

なお、令和2年度の準備事業における補助対象となる経費は以下に示すとおりです。

令和2年度の補助対象となる経費

- フェローシップ支給対象学生を審査するための委員会開催に伴う経費
 - ・委員の謝金
 - ・委員の委員会出席に伴う旅費
 - ・審査委員会をオンライン開催するための経費（機材購入等）
- 本制度運用に必要となる組織整備に伴う費用
 - ・学生の研究力向上のための支援を実施するURAや事務職員等を雇用するための費用（人件費）
 - ・本制度運用に必要となる物品の購入費用

※令和2年度の準備事業は、学生に支給するフェローシップは補助対象外です。

※準備事業の実施は、令和2年度3月に限られますのでご注意ください。

上記補助対象経費において使用できる経費の種類は、原則として別表(P.25)に示すものとします。なお、以下に示す経費は補助対象となりません。

- ・研究者の雇用経費（各実施機関において運営・実施業務を担当する業務担当職員や補助者の雇用経費を除く）
- ・施設の建設や改修に係る経費

Ⅶ. 審査・申請

1. 審査方法

(1) 審査の手順

本事業の選定機関は、文部科学省内に設置した審査委員会における審査結果を踏まえて、文部科学省が決定します。

審査は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行います。審査の過程で追加の資料を求めることがあります。

なお、選定決定後、4月以降に、文部科学省外部に設置した委員会において、追加の面接を実施し、取組に対してのコメントを付す予定です。この面接等が選定結果に影響を及ぼすことはありません。

(2) 審査の方針

審査方法や審査の観点の詳細については、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業審査要領」を参照してください。申請書類の作成に当たっては、例えば以下の点に留意してください。

- ・フェローシップを支給するに当たり、学生の選抜が厳正に実施されているか、数字を示しつつ、記載してください。
- ・学生が修了後にどのようなポストに就くのかを踏まえたうえで、ポスト確保と研究力向上・キャリアパス支援に向けた取組を一体的に記載してください。
- ・修了後のポストについて、申請時点での計画を具体的に記載してください。
- ・本事業の実施体制を具体的に記載してください。

2. 申請方法

本事業への申請は以下の方法により行ってください。

(1) 申請書類

別添の「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の申請書の総括表・様式1～4に記入して提出してください。併せてフェローシップ支給に係る学内規程の案も提出してください。

なお、複数分野に申請を行う場合は、以下のように申請書を作成してください。

様式1、2 : 申請分野ごとに個別に作成ください。

総括票、様式3、4 : 申請分野ごとに作成いただく必要はありません。

(2) 申請期間

令和2年12月25日（金）～令和3年1月29日（金）

(3) 提出方法

申請書類は、PDF形式へ変換※のうえ、電子メールで提出してください。郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合はご相

談ください。電子メールでの提出が困難な場合等、必要に応じて後日申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は申請機関において保管してください。
※エクセルの「総括票」は、PDF には変換せず、そのままお送りください。

(留意事項)

- ・送信メールの件名は「【フェロシップ事業】申請機関名」としてください。
- ・添付ファイル名には「申請機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ず PDF 形式のファイルで送信してください。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計 10MB 以下でお願いします。なお、容量を超える場合は、分割して送信してください。
- ・メール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対してメールで返信します。メール送付から 2 日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかにご連絡ください。

(4) 提出先

E-Mail : fellowship@mext.go.jp (「@」は半角にしてください。)

(5) その他

申請を行う場合は、下記の点に留意してください。

- ・用紙サイズは A 4、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記載してください。カラーで作成することも可能としますが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。
- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った大学について、一定期間本事業への参加を制限します。(他の競争的資金制度等においても、参加が制限される場合があります。)
- ・公平・公正な公募となるよう、公募期間中の問合せ及び相談等については、ウェブサイト等を通じて等しく周知します。
- ・選定・不選定に関わらず、選定結果を申請者に対して通知します。選定された機関に対しては、別途、補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・選定された機関については、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表します。

Ⅷ. 取組の実施

選定された取組の実施機関は、準備事業及び本事業実施前に、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出してください。これらの計画書等については、調整の結果、修正を求められることがあります。

補助金の交付等については、別に定める「科学技術人材育成費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領（以下、「取扱要領」という。）」に基づき行います。なお、交付要綱と取扱要領は、令和3年度予算案の国会提出後に行う改訂版のものに従うこととします。

実施機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、補助金を交付されている期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。（令和3年度以降、提出先が変更になる可能性があります。）

また、補助事業期間中の取組の実施状況について、文部科学省及び外部有識者等が、現地調査の実施等により進捗を把握します。

実施機関は、取組実施4年度目（令和6年度）及び取組終了時（9年度目（令和11年度））に、事業の実施状況等について成果報告書を速やかに作成し、別途文部科学省が指定する機関を通じて文部科学省に提出してください。

成果報告書等に基づき、取組実施4年度目に中間評価、取組終了年度の翌年度（10年度目）に事後評価を実施します。評価は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行うこととします。なお、中間評価の結果によっては、文部科学省より、機関に対して改善策の提出を求めることや、補助金の減額、事業の中止等の見直しを行うことがあります。

なお、補助金の交付決定は1年ごとに行い、これに伴う額の確定、戻入、精算等の経理手続きも国の会計年度ごとに行います。経費の積算や使用を行う際は、事業実施期間に関わらず、会計年度に従った厳密な管理ができるよう留意してください。

Ⅸ. 留意事項

（1）事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「交付要綱」及び「取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本補助金の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により、購入されたものであることを踏まえ、補助の機関内のみならず、補助の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）※の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。）

このため、下記のウェブサイトの様式に基づいて、令和3年1月29日（金）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記の文部科学省ウェブサイトをご確認ください。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご確認ください。）

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(4) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた大学について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※1 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者※2 に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3 (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から※4)
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年
	(2) ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	(1) ② ①及び③以外のもの	2～4年
	以外 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下のURLを御参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kausa/houkoku/1364929.htm

(5) 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等※及び他の科学技術人材育成費補助事業において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等及び他の科学技術人材育成費補助事業において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

他の競争的資金制度等及び他の科学技術人材育成費補助事業について、令和3年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和元年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のURLを御覧ください。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compfund/>

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の申請に当たり各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和3年1月29日（金）までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別途の機会でご研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご確認ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinza/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。
登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(8) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、翌年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

（9）研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業の研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した取組が選定された後、交付申請手続きの中で、実施責任者※は、本事業の研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

※実施責任者とは、基本的には研究機関の代表者又は本事業における責任者を想定しています。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

（実施責任者が研究者でない場合） ○〇 大学長

（実施責任者が研究者の場合） ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

(10) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

(11) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/aupo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(12) 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日 文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日 総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

【資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.3.31）】

https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_sinkou02-100001873-01.pdf

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf

(13) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究機関を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

(14) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年 12 月 20 日 科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

(15) 個人情報の取扱い

申請書に含まれる個人情報については、厳重に管理し、文部科学省及び科学技術振興機構の業務遂行に利用します。その他、文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府に各種の情報を提供することがあります。（e-Rad 利用における個人情報の取扱いについては、e-Rad のシステム利用規約を参照してください。）なお、これらの情報作成のため、各種作業や情報の確認等に協力していただくことがあります。

X. 問合せ先

本事業に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

<事業内容全般・申請書類の作成及び提出に関すること>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課

人材政策推進室 基礎人材推進第一係、第二係

電話：03-6734-4021

E-mail：fellowship@mext.go.jp

また、以下のウェブサイトも参照してください。

[公募情報、公募要領のダウンロード等]

(文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fellowship/1419245_00002.htm

XI. スケジュール (予定)

- ・公募開始：令和2年12月25日（金）
 - ・公募説明会：公募開始後、文部科学省YouTubeにて公開予定
 - ・申請書類締切：令和3年1月29日（金）
 - ・書類審査：令和3年2月上旬
(・面接審査：令和3年2月中旬)
※面接審査を実施する場合、具体的な日時及び場所は別途周知します。
 - ・選定結果の通知：令和3年2月上旬
 - ・交付申請等：令和3年2月中旬
 - ・事業開始：令和3年3月1日
※年度内の開始は準備事業のみです。本事業の交付申請手続きについては別途ご連絡
します。
- ※上記スケジュールは予定であり、変更の可能性がありますのでご留意ください。

(別表)

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。 ※不動産及び不動産附帯設備の購入はできません(定義は機関の規程等によるものとします)。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定については、機関の給与規程等によるものとします。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議開催費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類は補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。
	委託費	業務の一部の委託に係る経費
	光熱水費	本事業の実施に必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。
	研究専念支援経費	本事業で大学が実施するフェロウシップ制度のうち、研究専念支援金に充てる経費。

科学技術イノベーション創出に向けた 大学フェローシップ創設事業資料

令和2年12月
文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課 人材政策推進室



科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業 令和3年度予算額(案) 2,316百万円 (新規)

令和2年度第3次補正予算額(案) 480百万円*
(* 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設準備事業として計上)

背景・課題

- 博士後期課程における経済的な不安と研究者としての将来のキャリアパスが不透明であることが相まって、近年、我が国では、**博士後期課程に進学する学生が減少傾向**にある。また、博士号取得者数も、主要国の中で我が国は**唯一減少傾向**にある。さらに、社会や企業の期待と博士課程教育との間のギャップ（人材ニーズの乖離）が存在するとの指摘もある。
- 博士人材は、知識集約型社会への転換が加速している我が国の発展を担うべき存在であるが、優秀な学生が研究の世界に失望し、研究者を志望しないとの厳しい指摘も多く、**我が国の将来の科学技術イノベーションの空洞化が強く懸念される**。また、**新型コロナウイルス感染症の拡大による博士号取得の遅れや研究環境、経済状況の悪化により、上記の状況はさらに深刻化されることが見込まれる**ところ、この危機的状況を打開するためには、博士課程学生への支援の在り方を根本から変えていく必要があり、**大学のシステム改革と連動した対策が急務**である。

【統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日 閣議決定）抜粋】

- 博士後期課程学生の処遇向上に向けて、学内フェローシップと博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学への支援策の検討を進める。

事業概要

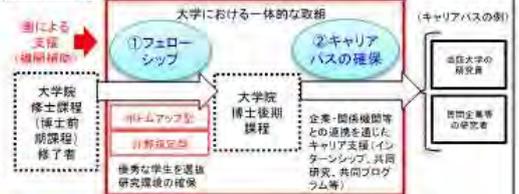
【事業の目的・目標】

- ①博士後期課程学生の処遇向上（生活費相当額（180万円以上）の支援を含むフェローシップ）と、②キャリアパスの確保（博士課程修了後のポストへの接続）を、全学的な戦略の下で、**一体として実施する大学への新たな補助金を創設する**。
- 価値創造の源泉である基礎研究・学術研究の**卓越性と多様性**を維持・強化していくため、将来を担う博士人材を戦略的に育成していくことが必要。このため、フェローシップは、各大学が将来のイノベーション創出等を見据えてボトムアップで提案する**ボトムアップ型**と、国がトップダウンで分野を指定する**分野指定型**の2タイプとする。

【事業概要】

- フェローシップは、以下の2タイプ。
 - ・**ボトムアップ型**：大学の強みや地域の強み等を生かしたイノベーションの創出等が見込まれる人文・社会科学を含む幅広い分野を大学が提案
 - ・**分野指定型**：産学を通じて、人材ニーズの高まる分野（情報・AI、量子、マテリアル等）を国が指定
- キャリアパスの確保は、当該大学の研究員ポストや、民間企業等の外部ポストへの接続等が要件。なお、民間企業・関係機関等と連携し、ジョブ型研究インターンシップや共同研究等の人材育成プログラムを活用等を想定。

【支援スキーム】



【支援内容】

- ✓ 支援対象：国公立大学（機関補助）
- ✓ 支援期間：7年間(6年目以降は継続分のみ)
【国立大学の次期中期目標期間と連動】
- ✓ 支援規模：延べ55機関程度, 1機関当たり10~25人程度
総支援人数：1,000人/年
- ✓ 補助率：3分の2
【（生活費相当額（180万円~/人）+研究費）×2/3】
※事務経費×2/3を別途補助
※準備事業における事務経費については定額補助

アウトプット(活動目標)

フェローシップの受給者数	数
令和3年度	1,000人
令和4年度	2,000人
令和5年度	3,000人

フェローシップ設立大学数	数
令和3年度	15大学
令和4年度	35大学
令和5年度	55大学

外部機関と連携した大学数	数
令和3年度	35大学
令和4年度	55大学
令和5年度	75大学

アウトカム(成果目標)

- 【初期アウトカム】
 - ・大学における戦略的な博士後期課程学生支援の実施
 - ・研究環境の充実に對する博士後期課程学生の満足度の上昇
- 【中期アウトカム】
 - ・大学から博士後期課程学生への支援の充実（博士後期課程学生支援の多様化）
 - ・進学者の経済的不安等の減少
 - ・博士後期課程進学者の増加
- 【長期アウトカム】
 - ・社会の人材ニーズと博士人材の育成とのギャップが解消し、優秀な博士人材が社会の多様な場で活躍できる環境の実現

インパクト(国民・社会への影響)

産学を通じて、イノベーションの創出に資する博士人材が活躍することで、我が国のイノベーションの創出力を高め、その成果が社会に還元される。

国

科学技術人材育成費補助金（定額補助）

大学、国立研究開発法人、民間企業

【事業の目的・目標】

○①博士課程学生の処遇向上（生活費相当額（180万円以上）の支援を含むフェローシップ）と、②キャリアパスの確保（博士課程修了後のポストへの接続）を、全学的な戦略の下で、一体として実施する大学への新たな補助金を令和3年度に創設すべく、支援機関の早期採択を実施。採択機関において、対象学生の選定や、先行的な体制整備等を令和2年度中に実施し、令和3年度当初からの学生支援を遅滞なく開始する。

※キャリアパスの確保は、当該大学の研究員ポストや、企業等の外部ポストへの接続が要件。なお、企業・関係機関等と連携し、インターンシップや共同研究等の人材育成プログラムの活用等を想定。

【支援内容】

①博士課程学生への支援を遅滞なく実施するための先行的な体制整備と審査の前倒し

- 博士課程学生へのフェローシップ支援（生活費相当額（180万円）以上を含む）やキャリアパス確保に向けた取組を4月から遅滞なく実施するため、大学の体制整備や学生の審査を今年度中に実施するための経費を先行的に支援。

各大学における博士課程学生に対する生活費支援を、遅滞なく年度当初から実施

②博士課程学生のキャリアパス確保に資する体制整備

- 各大学のキャリアパス確保に向けた取組を効果的・効率的に実施するため、各大学や民間企業等の情報を集約し、マッチングを促進するための体制を先行的に整備。

各大学が行う民間企業等との連携に関するマッチングについて、年度当初から効率的に実施

事業の概要①



○対象機関：国公立大学

○支援取組：

博士後期課程学生が研究に専念できるよう、研究専念支援金(生活費相当額)と研究費からなるフェローシップの支給とキャリアパス支援へ向けた取組を、全学的な戦略の下で、一体として実施する取組を支援します。

※ 機関としての目標・行動計画の設定・公表が必要

(事業実施にあたり必要となる具体的な取組)

- フェローシップ支給等に関する学内規程等を整備すること。
- 支給対象学生の審査及びフェローシップの支給を、規程等に則り適切に実施すること。
- 学生に対して、研究力向上とキャリアパス支援のための取組を実施すること
- 修了後のキャリアパス(ポストの確保・接続)について具体的な目標を策定すること。
- 上記目標達成に向けた、ポストの確保・接続のための取組を実施すること。

事業の概要②



○対象分野：

以下の**2タイプ**より選択してください。なお、分野指定型を選択する場合は、分野も選択してください。

・ボトムアップ型 大学の強みや地域の強み等を活用したイノベーションの創出等が見込まれる人文・社会科学を含む幅広い分野

・分野指定型 以下3つの分野

①情報・AI ②量子 ③マテリアル

※他の研究領域と関連させた形での申請も可能。(例：AIと工学)

※申請に当たっては、大学内で適正な選考を行うこと。

※1大学につき、最大でボトムアップ型1件と分野指定型の各分野1件、合計4件までの申請が可能。

ボトムアップ型	分野指定型		
	情報・AI	量子	マテリアル
1件	1件	1件	1件

4

事業の概要③



○補助事業期間：令和3年3月から令和10年3月まで

※ 補助事業によるフェローシップ支援対象は**令和7年度の博士後期課程進学者まで**

※ **補助期間終了後には各機関は自立的運営を確立することが前提となります。**

○選定予定件数・人数：

選定予定件数：ボトムアップ型・分野指定型を合わせて**55件程度**

※重複申請を認めているため、件数は延べ数となっています。

選定予定人数：ボトムアップ型・分野指定型を合わせた全体の支援人数
年間1,000人程度を予定

○補助金額：

フェローシップ：**1人当たり200～250万円/年、補助率2/3**

事務経費(補助上限額)：**1件当たり1,800万円程度、補助率2/3**

※事務経費の上限額については、**選定件数・支給学生数により変動**します。

※**令和2年度(令和3年3月)においては**、令和3年度4月からフェローシップ支給等の取組を実施するための事務経費に充当可能な**補助上限額1,000万円の定額補助**

5

フェローシップ支給等に関する学内規定のイメージ①



フェローシップ支給に際し、学内規程を整備してください。
学内規程には以下のような項目を記載いただくことを想定しています。

①フェローシップの目的

※対象となる分野等が分かるような記載としてください。

②対象となる研究科・専攻

③採用人数

④申請資格

※詳細は、P10の「支給資格」にてご説明します。

フェローシップ支給等に関する学内規定のイメージ②



学内規程には以下のような項目を記載いただくことを想定しています。

⑤支給額・支給方法等

※フェローシップに含まれる**研究専念支援金（生活費相当額）**、**研究費**について、それぞれ支給額を記載してください。

(例：研究費 年額50万円以内、研究専念支援経費 月額15万円)

※必要に応じて、「**研究専念支援経費の一部をRAの給与として支給する場合がある**」等の**支給方法に関する規定**を設けてください。

※研究専念支援金は一月毎もしくは二月毎を目安に支給してください。**研究費については、使途を毎年度確認します**ので、領収書の管理等適切にご対応ください。

⑥フェローシップ支給対象学生の決定

※フェローシップの対象となる**学生の審査方針や審査体制、審査時期等**について、具体的に記載してください。

※フェローシップ支給対象となる学生の決定は、**学内の審査委員会の議を経て行うこと等を記載**してください。

※令和3年度の採用者の決定について、簡易な方法で行う場合等には、必要に応じて、その旨を記載してください。

学内規程には以下のような項目を記載いただくことを想定しています。

⑦フェローシップ支給対象学生の義務

※本事業が博士後期課程学生の**研究力向上**という趣旨を持つことに鑑み、研究活動に関して支給対象学生が**果たすべき義務(研究への専念等)**及び**義務履行状況を確認するための方法**について、具体的に記載してください。(以下は例示)

- ・研究計画を踏まえた**研究活動に専念**すること
- ・大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること
- ・研究活動の状況を**定期的に大学に報告**すること
- ・**メンターによる面談**を定期的に受けること

⑧支給の取消

※④の資格を喪失した場合のほか、**支給を取り消す場合**について記載してください。
(以下は例示)

- ・研究計画の遂行状況または⑦の義務の履行状況が不十分と認められる場合
- ・本人から辞退の申し出があった場合
- ・その他学長が支給を取り消すべき事由があると判断した場合

8

フェローシップについて①

○1分野・1学年当たりの対象学生数：上限**40名** 下限**6名**

○一人当たりの受給金額：**200～250万円**

研究専念支援金（生活費相当額、180万円以上）+研究費

※研究専念支援金と研究費のミシ目は、各大学の規程に基づき執行

※生活費は月額ないし2カ月分を学生の口座に振込。研究費は精算払いを想定。

※大学の自己負担額（支援対象費の3分の1）の財源については、研究活動を支援するというフェローシップの趣旨に反しないものであれば、**本事業以外の外部資金等を活用することも可能。**

○フェローシップ対象学生の選考審査

→大学において整備した**規程に則り、適切に審査**すること。

○フェローシップ受給学生の義務について

→**学生が果たすべき義務**(研究活動の取組状況の報告、メンターによる面談への対応等)及び、**義務の履行を確保するための対応**(例：面談時等の状況確認・指導、フェローシップ支給の停止等)について**規程で定め、実施してください。**

9

○受給資格について

優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する以下の要件を満たす者

- 令和3年4月1日現在、大学院博士課程に在籍していること。ただし、**社会人の入学者は除きます。**
- 令和3年4月1日現在、30歳未満
(ただし、臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては33歳未満。なお、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、1～2年程度、上記の年齢要件について各大学において配慮することが可能)
- 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でないこと。

【補助金によるフェロースhipの対象となる博士後期課程学年】



研究力向上・キャリアパス支援に関する取組

- フェロースhip支給対象学生の研究力を向上させ、博士後期課程修了後のキャリアパス支援に資する取組を実施してください。

(研究力向上に向けた取組例)

- **メンターによる研究等支援体制**の構築
- 関係機関との**共同研究・共同プログラム**の実施
- 英文論文作成等の**ワークショップ**の実施

(学生のキャリアパス支援のための取組例)

- **メンターによるキャリアパス支援体制**の構築
- 企業での**研究インターンシップ**
- 外部関係者を招いた**ワークショップ**
- 企業関係者等外部の関係者を招いた**研究発表会**

○博士後期課程修了後のキャリアパスについて、**具体的な目標を定めた上で、ポストの確保・接続のための取組を実施**してください。

(博士後期課程修了後のポストの具体的な目標(例))

	機関	人数	具体的な業種・機関名・職名(自大学ポストの場合のみ)
外部のポスト	自大学のポスト	〇〇人程度	育成助教
	アカデミア	〇〇人程度	他大学(A大学、B大学) 公的研究機関(A機関、B機関)
	民間企業等	〇〇人程度	コンソーシアム参加企業(A社、B社等) 〇〇業(A社、B社等)
	その他	〇〇人程度	起業

○キャリアパス支援に向けて、**自大学における育成ポストの確保や、博士後期課程修了後のポストへの接続が期待できる企業・関係機関等との連携を通じたキャリア支援(インターンシップ、交流会)**を実施してください。

(ポストの確保・接続のための取組(例))

- 研究に専念できるような自大学の育成ポスト(任期 2~3年で、若手研究者の育成を行う「育成助教」等の制度)の確保
- 関係機関等との連携を通じたキャリア支援 (企業関係者との交流会)
- 大学と企業とのコンソーシアム形成を通じたポストへの接続

本事業における取組のイメージ

➤ 実施機関としての戦略的な事業計画を策定し、以下の取組を実施

大学としての研究力向上と博士人材育成の方針と理念を踏まえ、「学内フェローシップ」と「キャリアパス支援」を一体的に実施する戦略的な計画を策定。

	フェローシップ制度の構築	キャリアパス支援制度の構築
目標等の設定	将来に向けて研究活動の強化を図る分野※を明らかにした戦略的な支援対象の設定 <small>※国の各種戦略に対応して支援の重点化を図る分野(分野指定型)、大学の強みを生かしてイノベーション創出を図る分野(テーマ型)等を各大学で設定。</small>	育成を目指す人材像と修了後の活躍の姿を意識した具体的な支援計画(目標)※の設定 <small>※具体的なキャリアパス(大学の助教ポスト、企業の研究者、起業等)を踏まえた計画(目標)を各大学で設定。</small>
体制整備	育成を目指す人材像と修了後の活躍の姿を意識した、審査方針・審査体制の整備、研究支援・キャリアパス支援体制の整備、外部機関との連携体制の整備	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画を踏まえたフェローシップの支給 (生活費相当額(180万円以上)の支援を含む、一人当たり年間200~250万円の支給) ・研究力の向上のための支援策の実施 (英文論文作成等のワークショップ、関係機関との共同研究、共同プログラムの実施、メンターによる支援、等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス支援に向けた取組の実施 (キャリア形成に資する講義、企業関係者との交流会、インターンシップ、等) ・トランスファラブルスキル獲得に向けた取組の実施 (外部関係者を招いたワークショップ、研究発表会、企業での研究インターンシップ、メンターによる支援、等)
ポストへの接続	フェローシップ制度で支援された博士後期課程学生の修了後のポストの確保 ・研究に専念できるような各大学の育成制度(※)におけるポストの確保、等 ※ 任期2年~3年で、若手研究者の育成を行う「育成助教」等の制度 ・企業や研究機関と連携した共同研究や研究インターンシップを通じたポストへの接続、等	
外部機関との連携	研究力の向上に向けた取組における民間企業、関係機関との連携の確保 (共同研究、共同プログラムの実施、等)	トランスファラブルスキル獲得やキャリアパス支援の取組における民間企業、関係機関との連携の確保 (コンソーシアムの形成による連携やポストへの接続、等)
評価の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・学会等への参加数、論文発表数 ・企業等の外部機関との連携状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・修了後のキャリアパスの実績 ・トランスファラブルスキル獲得に関する博士学生の意識

➤ 事業実施における支援対象は以下のとおり。

<p>1. フェローシップの支給</p> <ul style="list-style-type: none">・生活費相当額（180万円以上）の支援を含む、一人当たり年間200～250万円の支給例) フェローシップ対象者数：30人(学年進行完了時90人)の場合 ※複数分野での申請も可能1年目の支給総額：7,200万円(30人、240万の場合) このうち2/3を補助3年目(学年進行完了時)の支給総額：2億1千6百万円 このうち2/3を補助 <p>・審査体制の整備</p>	
<p>2. 研究支援・キャリアパス支援事業の実施</p> <p>(例) ・研究力向上に資するワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none">・企業関係者等外部の関係者を招いた研究発表会・企業等との交流会・企業での研究インターンシップの実施 <p>等</p>	<p>事務経費(例)：1,800万円 このうち2/3を補助 ※選定件数及び支給学生数によって事務経費は変動する</p>
<p>3. 組織体制の構築</p> <p>(例) ・実施責任者(特任教授等)</p> <ul style="list-style-type: none">・担当職員(URA等)・事務担当職員(非常勤職員等)・メンター <p>等</p>	

審査の際に考慮する点

➤ 以下の観点により、審査を実施します。

<p>1. 事業計画の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none">○大学としての研究力向上と博士人材育成の方針と理念を踏まえ、フェローシップ支給とキャリアパス支援を一体的に実施する戦略的な計画が策定されているか。
<p>2. フェローシップ支給制度の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none">○研究活動の強化を図る分野を明らかにした支援対象の設定がなされているか。○フェローシップに係る制度設計が適切になされているか。(審査体制、審査方針の整備等)○フェローシップ支給等に係る学内規程が、適切に策定されているか。
<p>3. 研究力向上・キャリアパス支援に関する取組の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none">○研究力向上に向けた取組が、分野ごとに、具体的かつ適切に計画されているか。○関係機関との連携の下で、キャリアパス支援の取組が計画されているか。○研究支援の取組と一貫性を持った取組となっているか。
<p>4. 博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none">○キャリアパスについて、具体的なポストや人数等の目標が設定されているか。○将来の研究者としてのキャリアアップにつながるポストが自大学において確保されているか。○外部のポストへの接続に向けた取組が、目標を踏まえた実効性のあるものとなっているか。

公募に係るスケジュールは以下のとおり。ただし、変更の可能性があります。

令和2年12月25日（金）	公募開始
令和3年1月29日（金）	申請締切
令和3年2月上旬	審査・選定結果通知 ※原則書面審査
令和3年2月中旬	交付申請等
令和3年3月1日	事業開始

本事業の問い合わせ先は以下のとおりです。

科学技術・学術政策局人材政策課

人材政策推進室 担当：基礎人材推進第一係

Tel：03-6734-4021（直通）

e-Mail：fellowship@mext.go.jp

※1月15日（金）までにいただいたお問い合わせはQ&Aにて反映します。

「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」 及び 「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」 の今後の推進に関する説明会

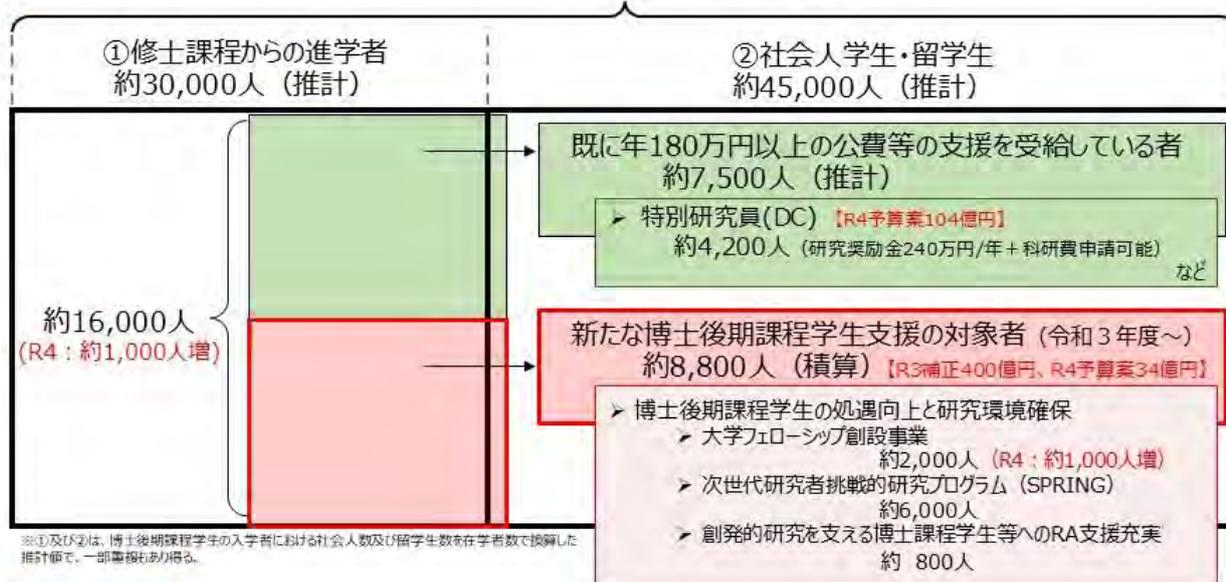
令和3年12月
文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課



我が国の博士後期課程学生支援の概況と目標

1. 概況（R4年度）

博士後期課程在学者数：75,295人（令和3年度）
（出典）文部科学省、学校基本調査



※①及び②は、博士後期課程学生の入学者における社会人数及び留学生数を在学者数で換算した推計値で、一部重複はあり得る。

2. 目標

第6期科学技術・イノベーション基本計画：2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来（※約1割）の3倍（=約22,500人）に増加



背景・課題

博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの一翼を担う存在であるが、近年、「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数・進学率は減少傾向にある。このため、①優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し処遇向上を図るとともに、②博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めることが急務。

【第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）抜粋】

優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加

事業内容

【事業概要：次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）】

優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する。

（安定的・継続的な事業実施のため、2カ年分の所要経費を創発的研究推進基金に一括計上）

【支援内容】

①優秀な博士後期課程学生への経済的支援

優秀な博士後期課程学生を選抜。学生が研究に専念できるよう、生活費相当額（年間180万円以上）及び研究費からなる経済的支援を実施。

②博士人材のキャリアパス整備

高度な研究力を有する博士人材が多様な分野で活躍できるよう、企業での研究インターンシップや海外研鑽機会の提供、マネジメントなどのスキル形成等の取組を実施。

【支援規模】

支援人数：6,000人/年（博士後期課程学生1年（秋入学を含む）、2年、3年、4年（4年制のみ）の合計）

事業期間：令和3年度より支援開始。終了時期は、学生への支援の安定性に留意しつつ、各大学の取組状況や大学ファンドの運用益による支援策の検討状況等を踏まえ判断。

※あわせて、「創発的研究支援事業」により、研究者をリサーチ・アシスタント（RA）として支える博士課程学生等（800人分/期）に対する支援を2期分実施。



期待される成果

- ・研究に専念できる環境の実現により、博士人材の研究生産性を向上。優秀な博士課程学生への支援を通じ、我が国アカデミアの研究力強化に貢献。
- ・挑戦的・融合的な研究を行う博士課程学生を支援することにより、イノベーション創出を図るとともに、競争力強化を狙う企業への就職や、ベンチャー起業等を通じて我が国の産業競争力強化に人材基盤の面から寄与。人材力・研究力・産業競争力の高度化の好循環を実現。

博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

令和4年度予算額(案) 3,368百万円
前年度予算額 2,316百万円
令和3年度補正予算額 40,000百万円



背景・課題

- 博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの一翼を担う存在であるが、近年、「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数・進学率は減少傾向にある。
- このため、①優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し処遇向上を図るとともに、②博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めることが急務。

【第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）抜粋】

優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加

事業概要

【事業概要】

優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する。

※「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体的に運用し、令和4年度は全体で約8,000人（令和3年度より約1,000人増）の博士後期課程学生の支援を行う。

【支援内容】

①優秀な博士後期課程学生への経済的支援

優秀な博士後期課程学生を選抜。学生が研究に専念できるよう、生活費相当額（年間180万円以上）及び研究費からなる経済的支援を実施。

②博士人材のキャリアパス整備

高度な研究力を有する博士人材が多様な分野で活躍できるよう、企業での研究インターンシップや海外研鑽機会の提供、マネジメントなどのスキル形成等の取組を実施。

【支援規模等】

支援対象：国公立大学（JSTによる助成事業）

支援人数：約8,000人/年（博士後期課程学生1年（秋入学を含む）、2年、3年、4年（4年制のみ）の合計（令和3年度より約1,000人増）

支援単価：博士学生1人当たり、生活費相当額180万円以上＋研究費

事業期間：令和3年度より支援開始。終了時期は、学生への支援の安定性に留意しつつ、各大学の取組状況や大学ファンドの運用益による支援策の検討状況等を踏まえ判断。

※あわせて、「創発的研究支援事業」により、研究者をリサーチ・アシスタント（RA）として支える博士課程学生等（800人分/期）に対する支援を2期分実施（令和3年度補正予算）

【支援スキーム】

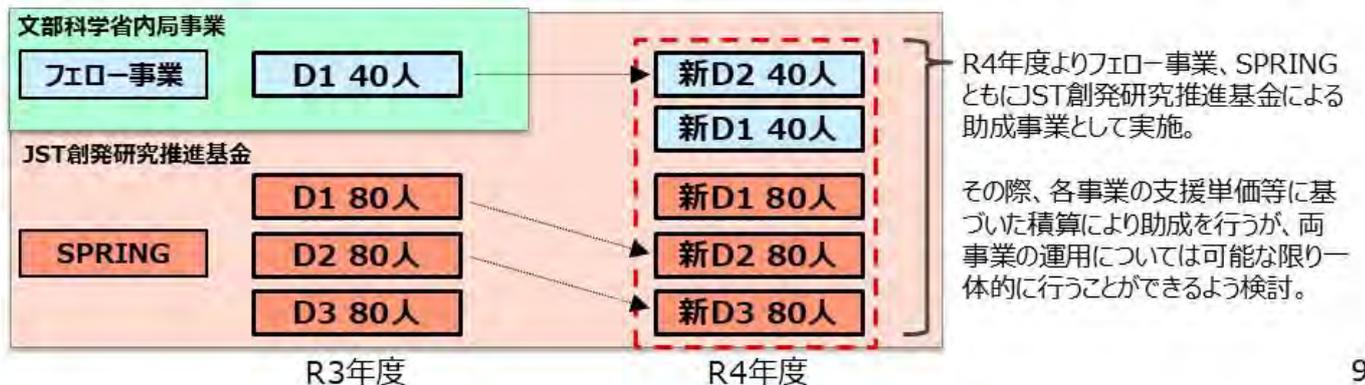


運用の一体化の方向性

【ポイント】

- 令和4年度より、フェロー事業及びSPRINGの財源をJST創発研究推進基金に一本化
【財源の統合】
- 両事業の事業趣旨を踏まえ、基本的な制度の枠組（分野指定や支援単価等）は継続しつつ、大学及び学生の負担等を軽減するため、両事業を可能な限り一体的に運用
【運用の一部統合】

【イメージ】（フェロー事業で1学年40人、SPRINGで3学年240人が採択されている大学の場合）



9

令和4年度の交付申請スケジュール等

今後のスケジュールは以下のとおり。ただし、変更の可能性あります。

（現在）	各大学における学内公募中
令和3年12月24日	政府予算案閣議決定
令和3年12月27日	大学向け説明会
令和4年1月11日	追加質問等〆切
令和4年1～2月頃	両事業の運用や今後の手続き等に関し各大学に伝達
令和4年3月頃	交付申請等
令和4年4月1日	両事業の新規D1に対する支援開始

【問合せ先】以下の両方を宛先としEメールをください

- 文部科学省 人材政策課 人材政策推進室 基礎人材推進第一係
e-Mail : fellowship@mext.go.jp
- 科学技術振興機構 科学技術イノベーション人材育成部
次世代研究者挑戦的研究プログラム推進室
e-Mail : fellowship-jisedai@jst.go.jp

10

ご意見・ご質問について（①両事業の運用関係）

- Q：両事業は統合できないか／可能な限りの運用の一体化ができないか／棲み分けができないか。
A：両事業の基本的な制度の枠組は維持しますので、学内の両事業の棲み分けは引き続き可能です。一方、ご要望を踏まえ、負担等の軽減を図るため、可能な限り運用の一体化を図ります。
- Q：両プログラムの責任者を別に定めているなど、学内運営体制が異なっており、統一したい。
A：例えば、SPRINGの事業統括が、フェロー事業の実施も合わせて担う形で学内運営体制を統一することなどは可能です。（必ずしもそうしなければいけないわけではなく、あえて別事業として別個に運用していただくことも可能です。）
- Q：両事業の運用に伴う負担の軽減を図ってほしい。
A：具体的には追って示しますが、例えば、大学が希望する場合の学内公募や選定プロセス事務の統一、キャリア支援の共通実施、R4年度以降にJSTへ提出する各種書類やJSTの窓口の統一などを図ります。
- Q：両事業の支援単価や補助率（助成率）は統一できないか。
A：両事業の趣旨を踏まえ、各大学へ補助（助成）する積算根拠としての支援単価や補助率（助成率）をそれぞれに設定しております。なお、学生への支援額の範囲は両事業で一部重複（220万円～250万円）していますので、学内の運用上揃えていただくことも可能ですし、大学独自の取組を上乗せする形で同程度の支援に統一することも可能です。

12

ご意見・ご質問について（②各事業の差異の解消関係）

- Q：事業間の支援人数の移行や、経費の流用など柔軟な執行を認めてほしい。
A：両事業の趣旨を踏まえ、両事業間での支援人数の移行は、計画変更が認められない限り行うことはできません。一方、経費の執行については、両事業の趣旨に照らしてどのように柔軟な執行ができるか検討の上、改めてお示しします。
- Q：フェロー事業では、会社を辞めて博士後期課程に入りなおした学生は収入が無いにも関わらず、「社会人学生」扱いとなり支援対象外となるなど、SPRINGとの間で支援要件が相違しており、これを解消してほしい。
A：御指摘を踏まえ、SPRINGと合わせる方向で検討します。
- Q：フェロー事業は欠員が出た場合に同学年で補充する必要があるが、SPRINGはそれに限らないなど、各学年の支援人数等に関する扱いが異なるため、統一してほしい。
A：御指摘を踏まえ、SPRINGと合わせる方向で検討します。
- Q：コロナ禍において渡日できていない学生に対する扱いや、研究専念支援金／研究奨励費等の日割りの有無が両事業で異なるため、統一してほしい。
A：両事業の支援の状況等を踏まえ、今後の扱いについて追ってお示しします。

13

ご意見・ご質問について（③その他の改善要望・質問等）

Q：優秀な学生を引き付けるため、進路決定時期の前の早期学生選抜・内定を認めてほしい。

A：早期の学生選抜・内定に関しては、追ってお示します。

Q：SPRINGでは240万円を超える収入がある場合は支援対象外となる運用がなされているが、有償のインターンシップ、RA・TA、アルバイトなどによる収入は、年収制限をかけないでいただきたい。

A：有償のインターンシップ、RA・TA、アルバイトなどは、「安定的な収入」ではありませんので、収入額による制限の対象とはしません。ただし、アルバイト等により研究やキャリア開発・育成コンテンツの取組に支障が出る場合は、支援の継続はできませんので、事業統括が適切に判断ください。

Q：学生支援に係る生活費相当額分について、課税対象外にできないか。

A：これらは雑所得として課税対象となります。なお、生活費相当額として支給される部分については用途の制限はなく、一般的な生活費のほか、研究に要する経費（教育研究機関である大学への入学金や授業料、研究のために使用する個人PC等の購入費など）に充当することも可能であり、これら研究に要する経費については、確定申告により課税対象外となる場合もあります。個別には各税務署にご相談ください。

博士課程学生支援の施策体系(3つの柱)

①トップ層の若手研究者の個人支援

【主な取組】特別研究員事業（DC）

支援額：240万円（+科研費最大150万円申請可能）
 令和4年度支援規模：約4,200人
 令和4年度予算額(案)：104億円
 （日本学術振興会（JSPS）の運営費交付金の内数）

→ **トップ研究者への登竜門として支援を充実**
 ※DC採用期間中の博士号早期取得者への支援拡充

③RA（リサーチ・アシスタント）経費の適正化

【主な取組】創発的研究支援事業 （博士課程学生等へのRA支援充実）

支援額：最大240万円（RAとしての労働対価）
 支援規模：令和2、3、4年度の採択課題に対し
 約800人分のRA支援経費を措置
 令和3年度補正予算額：53億円
 （科学技術振興機構（JST）創発的研究推進基金）

→ **適正な対価の支払いを当たり前！**
 ※競争的研究費等からの、適切な水準でのRA経費の支給を推進

②所属大学を通じた機関支援

【主な取組】

以下①、②を一体的に運用

令和4年度予算額（案）：34億円
 令和3年度補正予算額：347億円
 （科学技術振興機構（JST）創発的研究推進基金）

①大学フェロースHIP創設事業

採択大学数：47大学
 支援額：200～250万円（研究費を含む）
 令和4年度支援規模：約2,000人（+約1,000人）

②次世代研究者挑戦的研究プログラム （SPRING）

採択件数：59件（61大学）
 基準額：240万円+研究費50万円
 令和3年度支援規模：約6,000人

→ **博士人材の多様な活躍に向けて、経済的支援とキャリアパス整備を一体的に実施**

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

2025年度までに、生活費相当額（年180万円以上）を受給する博士後期課程学生を従来の3倍（約22,500人）に増加

● 博士後期課程学生の経済的支援の状況（財源別人数・金額）

- 博士後期課程学生への経済的支援の財源のうち、
- ・国費による支援は、一人当たり支援額が大きい傾向（新たな博士支援策により支援人数も増の見込み）
 - ・大学財源による支援は、支援人数が多い傾向
- 一方で、**競争的研究費でのRA雇用による支援は、支援人数、1件当たり支援額いずれも小さい。**

博士後期課程学生の経済的支援の財源別人数

博士後期課程学生の経済的支援の財源別一人当たり平均額



博士後期課程学生の処遇向上に向けた取組①（RA支出の適正化に向けて）

（1）大学等におけるRA等の雇用・謝金に係るガイドラインを策定（令和2年度）

- 研究者を育成する大学の**責務を明確化**し、奨学金、フェローシップ制度、RA（リサーチ・アシスタント）制度等の様々な仕組みを組み合わせた適切な支援制度設計の検討を要請。
- **業務の内容に見合った対価の設定**を促進。

＜「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）抜粋＞

- 学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務
- 業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇（※）とすることが特に重要
 （※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。
- 大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要

＜「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」（令和2年6月30日文部科学省 経済産業省）抜粋＞

- とりわけ博士後期課程学生については、生活費相当額程度の経済的支援の充実が必要とされていることなども踏まえ、積極的にRA等として雇用するとともに、企業との共同研究費や寄附金をはじめとする多様な財源を活用し、少なくとも生活費相当額を学生が受け取ることができるようにすることが期待される。このため、共同研究に従事させる場合には、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払う必要がある。

博士後期課程学生の処遇向上に向けた取組②（RA支出の適正化に向けて）

（2）各競争的研究費の公募要領においてRA経費の適切な計上を明記（令和3年度）

（例）令和4年度科学研究費助成事業 公募要領 特別推進研究、基盤研究（S・A）（令和3年7月）抜粋

VI 関連する留意事項等

9 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍者の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられるなど、各研究機関におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生をRA等として雇用する場合、各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

また、学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを十分考慮してください。

20

ジョブ型研究インターンシップの概要

1. 目的

- ◆ 大学院教育の一環として行われる長期間かつ有給の研究インターンシップの普及により、これらのことを文化として社会に定着させる。もって、Society 5.0に相応しい雇用の在り方と高等教育が提供する学びのマッチングを図る。

- ・優秀な大学院学生が、安心して博士課程への進学を選択できる環境にあること
- ・今後拡大が見込まれるジョブ型採用を見据え、産業界と大学が連携して大学院教育を行い、国際競争に耐え得る研究力に裏打ちされた実践力を養成すること
- ・学業に支障をきたすことなく、学生の成長にとって有意義なインターンシップが行われ、学修成果を活用した採用活動が行われること

2. ジョブ型研究インターンシップの概要

- ◆ 今後拡大が見込まれる「ジョブ型採用」を見据え、大学院教育の一環として行われる研究インターンシップ
- ◆ 産学の共通認識を確立するため、先行的・試行的取組から実施
- ◆ ジョブ型研究インターンシップ（先行的・試行的取組）の要件
 - ・研究遂行の基礎的な素養・能力を持った大学院学生が対象（当面の間、博士課程学生であって、学生の専攻分野は自然科学系を対象）
 - ・長期間（2ヶ月以上）かつ有給の研究インターンシップ
 - ・正規の教育課程の単位科目として実施
 - ・企業は研究インターンシップのジョブディスクリプション（業務内容、必要とされる知識・能力等）を提示
 - ・インターンシップ終了後、学生に対し面談評価を行い、評価書・評価証明書を発行
 - ・インターンシップの成果は、企業が適切に評価し、採用選考活動に反映することが可能

3. ジョブ型研究インターンシップの推進体制とスケジュール

- ◆ ジョブ型研究インターンシップを推進する45企業、45大学によって構成される推進協議会のもとで推進（R3.8.10現在）
- ◆ 2021年度後期はトライアルで実施すべく、現在、企業と学生とのマッチングを実施中（R3.10から）
- ◆ 2022年度は、トライアルの結果を踏まえ実施予定（新たな参画大学・企業の調整中）

21

3文科科第795号

令和4年3月28日

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長

千原 由幸

科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業の移管
に伴う留意点について

科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業（以下「フェローシップ事業」という。）は、修士課程から博士後期課程に進学する優秀な人材の確保を図るため、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出を担う博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパス整備を推進する大学を支援する事業として、これまで弊省において実施してきたところですが、令和4年度政府予算から、これを科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2に基づく特定公募型研究開発業務として、貴機構へ移管します。つきましては、今般の事業移管に際し、令和4年度以降の実施に関する以下の点に十分にご留意いただくようお願いいたします。

記

- ・フェローシップ事業は、博士後期課程学生の状況悪化の深刻化が見込まれるところ、この危機的状況を打開するために博士後期課程学生への支援の在り方を根本から変えるべく、大学のシステム改革と連動した対策として実施してきた。移管後も、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出を担う博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの整備を、全学的な戦略の下で一体として実施する大学への支援を推進されたい。特に、キャリアパスの整備に係る大学の取組状況や、修了後の学生のキャリアパスの状況について、適切にフォローアップを実施されたい。
- ・フェローシップ事業が創発的研究推進基金へ移管されるにあたり、フェローシップ事業及び次世代研究者挑戦的研究プログラムは、国立研究開発法人科学技術振興機構法第23条第6号に基づく助成に係るものとして同一の財源により実施されるものとなることから、適切な会計処理の範囲内で、両事業を可能な限り一体的に運用されたい。なお、今後、制度的な課題が発生した場合等には、建前論や前例踏襲に陥ることなく、事業の進捗を踏まえて柔軟にその内容の改善・変更を検討されたい。

以上

【本件担当】 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室
連絡先：03-6734-4021、fellowship@mext.go.jp

「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」 及び 「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」 の今後の推進に関する説明会

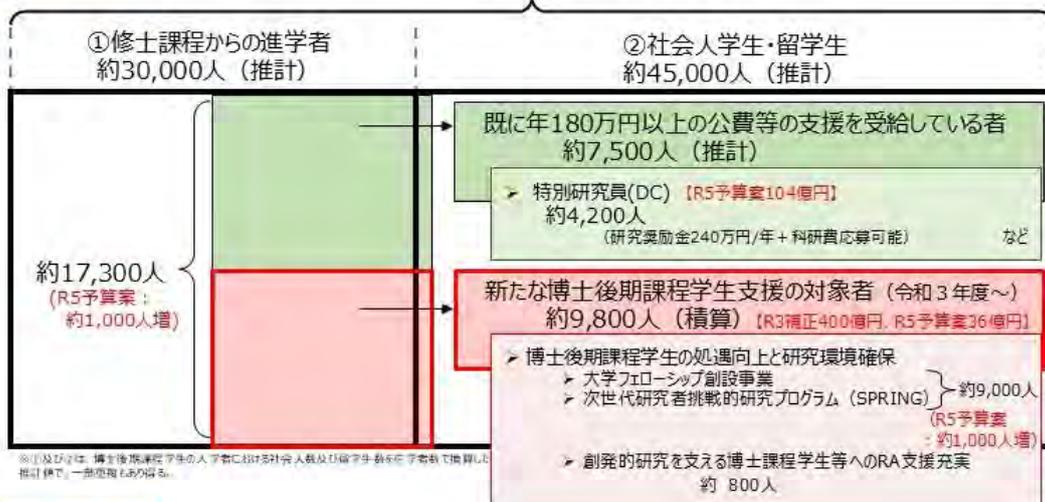
令和5年1月
文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課



我が国の博士後期課程学生支援の概況と目標

1. 概況

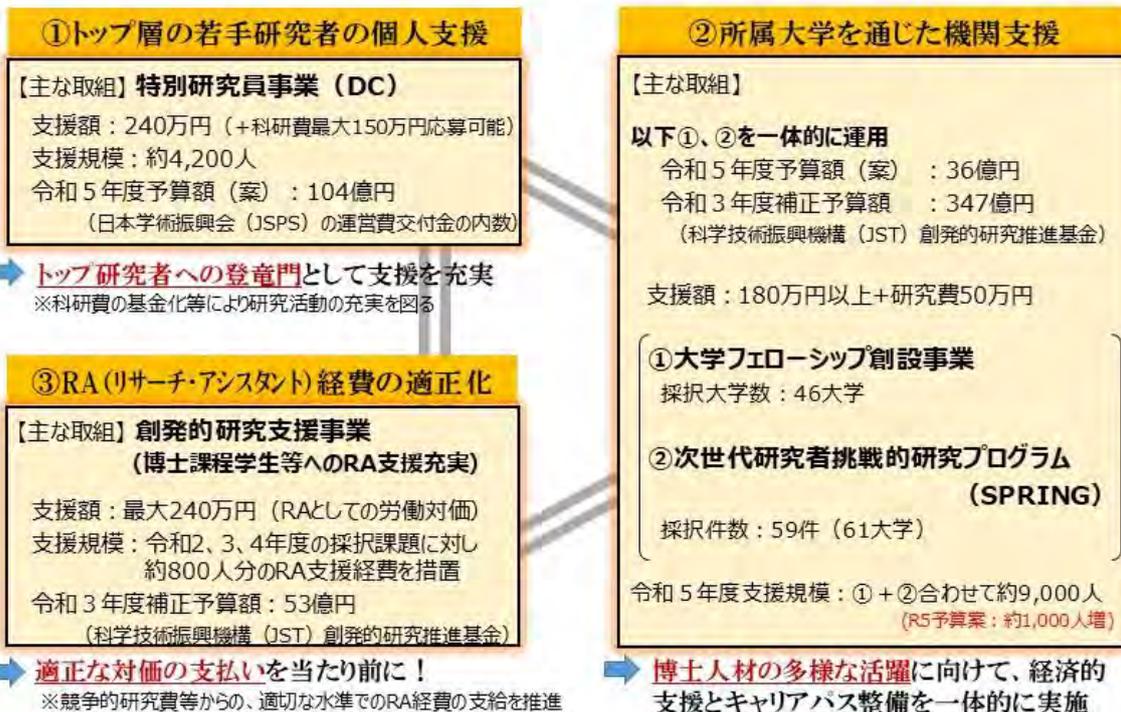
博士後期課程在学者数：75,256人（令和4年度）
（出典）文部科学省、学校基本調査



2. 目標

第6期科学技術・イノベーション基本計画：2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来（※約1割）の3倍（=約22,500人）に増加

博士課程学生支援の施策体系(3つの柱)



【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画
2025年度までに、生活費相当額(年180万円以上)を受給する博士後期課程学生を従来の3倍(約22,500人)に増加

博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

令和5年度予算額(案) 3,601百万円
(前年度予算額 3,368百万円)
※令和3年度補正予算により創発的研究推進基金に計347億円を措置



背景・課題

- 博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの一翼を担う存在であるが、近年、「**博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない**」「**博士課程修了後の就職が心配である**」等の理由により、**修士課程から博士後期課程への進学者数・進学率は減少傾向**にある。
- このため、① **優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し処遇向上を図るとともに**、② **博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めることが急務**。

【第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定) 抜粋】

優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加

事業概要

【事業概要】

優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援(生活費相当額及び研究費)及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備(企業での研究インターンシップ等)を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する。

※「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロースhip創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム (SPRING)」を一体的に運用し、令和5年度は全体で約9,000人(令和4年度より約1,000人増)の博士後期課程学生の支援を行う。(前年度も支援を受けていた学生を含め、約7,000人を新規採択)

※令和5年度は、上記2事業の一体化を進め、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロースhip創設事業」におけるキャリアパス整備に係る支援を充実。

【支援内容】

① 優秀な博士後期課程学生への経済的支援

優秀な博士後期課程学生を選抜。学生が研究に専念できるよう、生活費相当額(年間180万円以上)及び研究費からなる経済的支援を実施。

② 博士人材のキャリアパス整備

高度な研究力を有する博士人材が多様な分野で活躍できるよう、企業での研究インターンシップや海外研鑽機会の提供、マネジメントなどのスキル形成等の取組を実施。

【支援規模等】

支援対象：国公私立大学 (JSTによる助成事業)

支援人数：約9,000人/年(博士後期課程学生1年(秋入学を含む)、2年、3年、4年(4年制のみ)の合計)
(令和4年度より約1,000人増)

支援単価：博士学生1人当たり、生活費相当額180万円以上+研究費

事業期間：令和3年度より支援開始。終了時期は、学生への支援の安定性に留意しつつ、各大学の取組状況や大学ファンドの運用益による支援策の検討状況等を踏まえ判断。

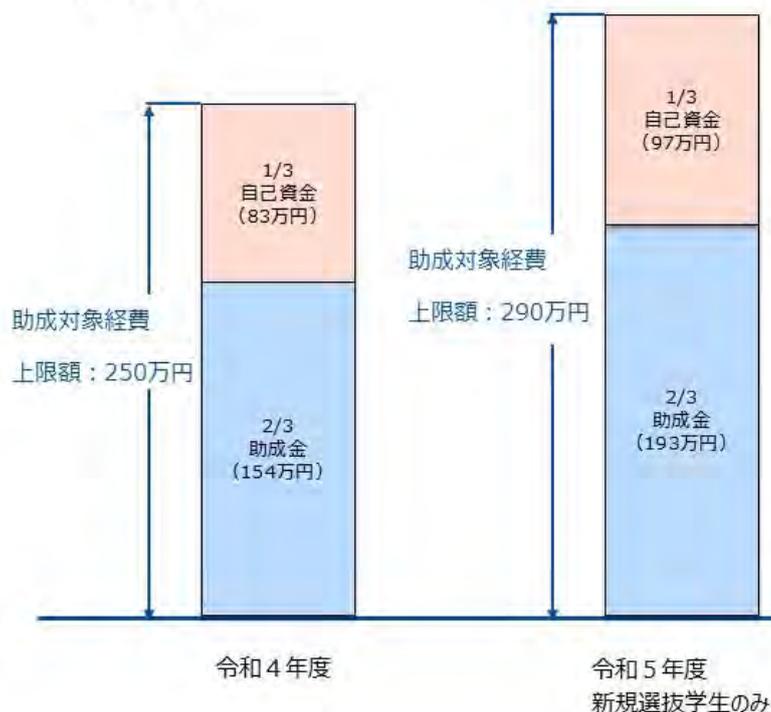
※あわせて、「創発的研究支援事業」により、研究者をリサーチ・アシスタント (RA) として支える博士課程学生等に対する支援を実施

【支援スキーム】



R5年度における運用の一体化の方向性

【イメージ】



【ポイント】

○フェローシップ事業において、令和5年度に新たに選抜する学生の単価について、上限額を250万円 → 290万円まで引き上げ可能

○大学事務費は令和4年度と同額規模で別途措置

○学生1人当たりの支援期間は、R5年度以降、最大3年間 (4年制の場合は4年間) に統一

Q&A (① 令和5年度の運用関係)

Q：すべての大学が新規選抜学生の単価を290万円に統一する必要があるか。

(学生間で不公平となる等のため、これまでの支援単価から変えなくてよいか。)

A：必ずしも290万円に統一する必要はなく、新規選抜学生に限り最大290万円/人の措置を可能とします。

Q：新規選抜学生だけでなく、既選抜学生の単価も290万円に統一することは出来ないのか。

A：大学独自の財源を合わせて単価を290万円/人などとする事は可能です。

Q：国費と自己負担の割合は、これまでと変わらず2/3と1/3となるか。また、大学事務費も同様か。

A：その通りです。

Q：新規選抜学生の単価の増額分を大学事務費で申請してもよいか。

A：学生に還元されるべき経費であるため、フェローシップ経費から大学事務費への流用は認められません。



① 経済的支援

選抜された学生に対し、生活費相当額（年間180万円以上）及び研究費からなる経済的支援を実施。

<定量的エビデンス>



② キャリアパス整備

博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を実施。（各大学における取組例）
企業インターンシップの実施 / 企業研究者・異分野研究者等との交流会の実施
メンター制度の導入 / 学生主導の研究発表会・社会課題ワークショップ等の開催
海外での研究活動の支援 / トランスファラブルスキル・SDGs等に関する講座の開設 等



<大学の声>

- 修士課程から博士後期課程への進学者数が1.5倍に増加した。
- 経済的支援により学生のモチベーションが向上している。
- 博士課程への経済的支援の重要性に対する大学執行部の意識が変化した。
- 本事業をきっかけに大学独自予算による経済的支援が行われている。

- 研究開発・研究マネジメント業務に従事している企業研究者からのメンタリングにより、学生が新たな気付きを得ることができるようになった。
- トランスファラブルスキルを身につけるプログラムへの参加を選抜時の加点対象としたところ、博士課程進学前から当該スキルに係る授業を積極的に受ける傾向がある。

<学生の声>

- (進学の後押し)**
- 生活費支援がなかったら、進学を途中で断念していたかもしれない。
 - 家庭の事情やコロナ禍によって研究を継続できるか不安であったが、経済的支援により研究を続けることができた。
- (研究環境の改善・研究能力の向上)**
- 生活費を受給できたことで、アルバイトをやめて研究に専念できるのがありがたい。
 - 実験に必要な物品等が購入でき、研究が加速している。
 - 研究費を持つことができ、計画的な経費執行の仕方について勉強になっている。
- (精神状態の改善)**
- 貯金を月数万円できる位余裕があり、メンタル的に状況が良い。

- (人脈の拡大)**
- 異分野の研究者 / アカデミア以外を志す研究者 / 企業の人との交流ができたのが良かった。
 - 人脈が広がるという恩恵が大きい。
- (視野の拡大)**
- 企業など多岐にわたるキャリアの可能性を知った。
 - 企業に対する発表等へのフィードバックで異分野を含めた新たな知識、気付きが得られたことが最も役に立っている。
 - アントレプレナーシップについてなど、ためになる講義があった。新しい発見があり、成果の社会還元への意識を持った。自分の将来への方向付けになり、有意義。
 - 研究職とアカデミアの橋渡しの研究に興味があり、キャリア面談でアカデミア目標だけでなく企業目標でも相談に乗っていただけると良いと感じている。

(参考) フェロー事業とSPRINGの主な相違点

科学技術イノベーション創出に向けた 大学フェローシップ創設事業

R3当初予算：23億円

R4当初予算：34億円

一般予算（R3）

⇒JST創発的研究推進基金（R4）

2,000人規模（R4 D1+D2）

※学年進行によりR5まで約1,000人ずつ増

支給額200万円～250万円

「国2：大学1」の3分の2補助

大学事務費を別途措置

大学は4件を申請可能

※ボトムアップ/AI・情報/量子/マテリアル

1件あたり1学年6名～40名

社会人学生も対象（R4より要件緩和）

R3年2月に採択大学を発表、各学生への支援を同年4月以降順次開始済

次世代研究者挑戦的研究プログラム (SPRING)

R2第3次補正予算：174億円

R3補正予算：347億円

JST創発的研究推進基金

6,000人規模（R4年度D1～D4）

支給基準額290万円（下限220万円）

「国3：大学1」だが、実質全額国費助成

大学事務費、間接的経費等は無し

大学は1件のみ申請可能

※分野指定なし

人数制限なし

社会人学生も対象

R3年9月（A日程）及び12月（B日程）に採択大学を発表、順次学生への支援開始済

次期博士支援事業について

科学技術・学術政策局 人材政策課

2023年6月

次期博士支援事業について（骨子）

- 博士後期課程学生への経済的支援とキャリアパス整備を一体として行う実力と意欲のある大学を支援するため、令和3年度より「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）事業」を実施しているところ。
 - 博士学生支援事業を継続していくにあたり、二つの事業が併存することによる大学及びファンディング機関の負担軽減並びに学生の利便性向上のため、令和6年度より両事業の運用を一本化することを検討。
 - 令和6年度以降の事業実施にあたり、令和5年度に再度審査を行い、新たに事業実施大学を選び直すこととしたい。
- ※採択大学数、支援人数規模、支援単価の考え方等は今後要調整。
- ※国際卓越研究大学として認定され、大学ファンドからの助成を受ける大学については、既に支援を受けている博士課程学生に不利益が生じないことを前提に、次期博士支援事業の支援対象から除くことを想定。

次期博士支援事業 概要（骨子）

【基本スキーム】

・基本は現行SPRINGのスキームを継承する方向で、現在の大学による一部自己負担の在り方や大学独自の学生支援策の取組状況を確認しつつ、具体的な事業設計については今後検討。

（現行SPRING及びフェロー事業における支援単価の考え方を踏まえ、研究費と生活費相当額からなる研究奨励費とキャリアパス整備に係る経費を含む支援を想定（経済的支援＋キャリアパス整備））

・キャリアパス整備については、ジョブ型研究インターンシップへの更なる参画（支援対象学生のジョブ型研究インターンシップシステムへの登録※）とともに、より実効性の高い具体的な計画となっているか確認する等、フォローアップのあり方を明確化。

※ システムへの登録の詳細については、令和4年11月24日付事務連絡「博士学生へのキャリアパス拡大に向けた取組について」を参照。

【事業期間】

・大学ファンドによる運用益からの支援を含め、長期的かつ安定した支援を行うことを検討。

・毎年度の事業進捗を確認するとともに、事業の中間段階での評価を実施。

【大学独自の取組】

申請機関において、独自財源による取組も含め、継続性を確保し得る体制構築や明確な事業計画の設定（研究奨励費等の追加支給やキャリア開発・育成コンテンツの拡充等）がなされているか審査時に確認。

【継続支援分の扱い】

現行事業において既に支援を行っている学生に不利益が生じないよう、継続分は着実に支援できるよう実施。

※ 安定的支援を実施できる段階から、速やかに大学ファンド運用益による博士課程学生支援を実施することとしているが、そのタイミングや金額については、大学ファンドの運用の安定の観点や運用益の状況をふまえて決定。

3

次期博士支援事業について（RFI）（概要）（※詳細はwebフォーム参照）

【① RFI形式の調査を行う趣旨】

次期博士支援事業による支援の単価や支援人数等を含めた具体的な事業設計について今後検討していくことになるため、それに先立ち、大学側のニーズを正確に把握する目的で本調査を実施。このため、【基本スキームについて】を中心に、大学として可能な限り回答をお願いしたい。

（回答は評価に用いるものではなく、回答の有無は次年度事業の採択に影響しない。）

（調査期間：6月説明会開催後1か月程度を想定）

【② 基本スキームについて】

・以下の経費について、どの程度の規模が必要と考えるか。

○生活費相当額（必要ない／180万円程度／180万円～240万円程度／240万円以上）（※学生一人あたりの経費）

○研究費（必要ない／50万円程度／50万円～70万円程度／70万円以上）（※学生一人あたりの経費）

○事業統括配分経費（必要ない／50万円程度／50万円～70万円程度／70万円以上）（※学生一人あたりの経費）

○大学事務費（必要ない／支援総額の〇％程度 or 〇万円程度）（※一大学あたりの経費）

・生活費相当額及び研究費について必要とする場合、それぞれその規模を必要とする理由（※自由記述）

・事業統括配分経費及び大学事務費について必要とする場合、それぞれ具体的にどのような事業を行うことを想定しているか。（※自由記述）

【③ 大学独自の取組について】

・大学ファンドによる運用益からの支援が行なわれることを想定し、大学において将来の自走化（大学の自己資金による博士支援）も含めて今後の博士支援の計画として何年程度の計画を作成することを想定しているか。（1～3年程度／3～5年程度／5～10年程度／10年以上）

・次期博士支援事業による支援も含め、博士支援について大学独自の取組として支出することが考えられる経費について、①財源はどのように想定しているか。②【基本スキームについて】で回答した経費のうちどの部分をまかなう形が考えられるか。

【④ 継続支援分の扱いについて】

・現行事業（SPRING及びフェロー事業）におけるR5年度の支援のうち、R6年度に学年進行により継続する必要がある人数は何人程度か。

【⑤ その他】

・次期博士支援事業による支援人数について、R6年度にどの程度の人数を想定しているか。（R5年度より少ない／R5年度と同程度／R5年度より多い／未定／（R6年度より新規に応募）／（次期博士支援事業には応募しない））

・国際卓越研究大学として認定され、大学ファンドからの助成を受ける大学については、大学ファンドからの助成開始以降、次期博士支援事業の支援対象から除くことを想定しているが、それについての意見（賛成／反対及びその理由）（※自由記述）

4

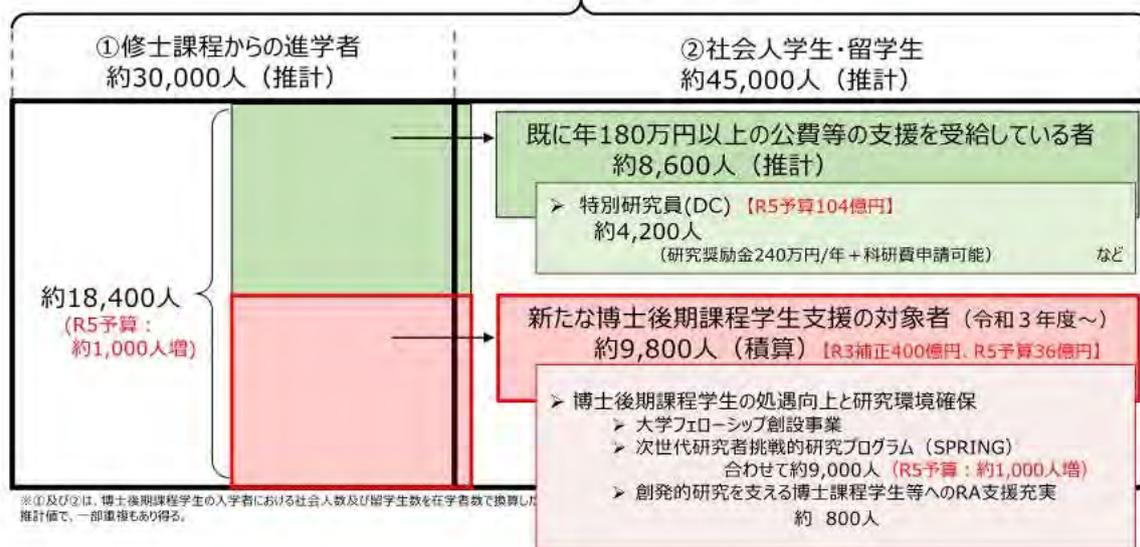
以下、参考資料

経緯・現況①

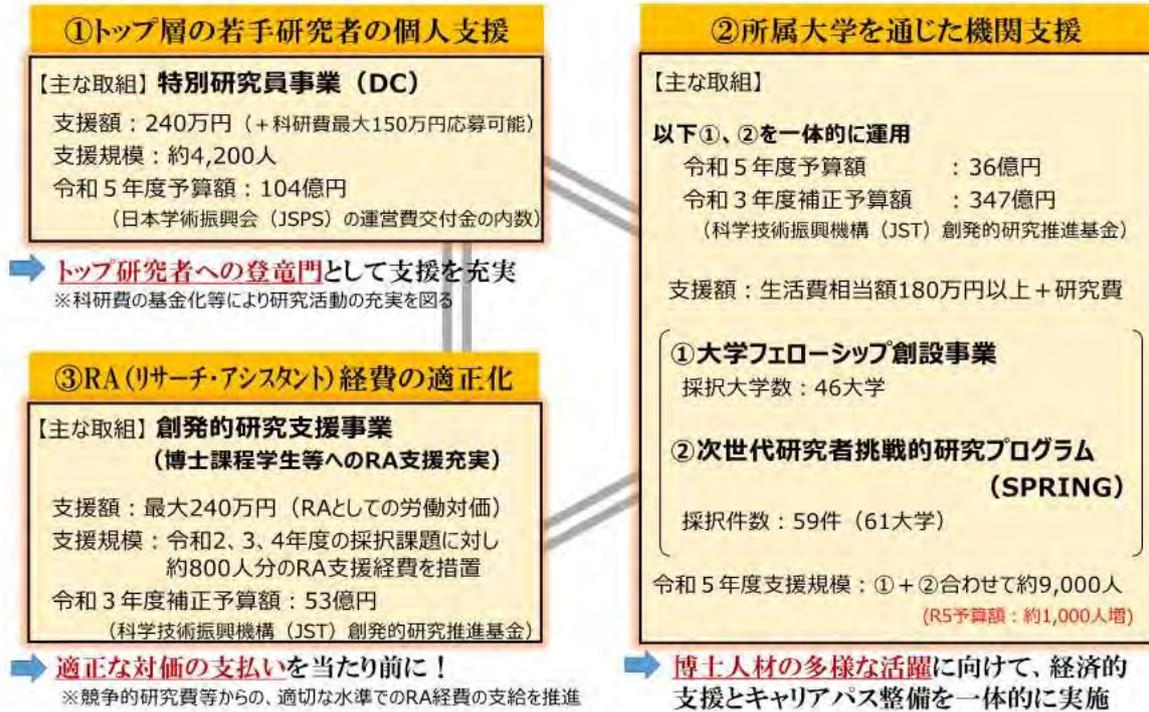
第6期科学技術・イノベーション基本計画での目標

博士後期課程在学者数：75,256人（令和4年度）

（出典）文部科学省、学校基本調査



第6期科学技術・イノベーション基本計画：2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来（※約1割）の3倍（=約22,500人）に増加



【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画
 2025年度までに、生活費相当額（年180万円以上）を受給する博士後期課程学生を従来の3倍（約22,500人）に増加

博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

令和5年度予算額 3,601百万円
 (前年度予算額 3,368百万円)



背景・課題

- 博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの一翼を担う存在であるが、近年、「**博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない**」「**博士課程修了後の就職が心配である**」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数・進学率は減少傾向にある。
- このため、① **優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し処遇向上を図るとともに**、② **博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めることが急務**。

【第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）抜粋】

優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加

事業概要

【事業概要】

優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援（生活費相当額及び研究費）及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備（企業での研究インターンシップ等）を一体として行う実力と意欲のある大学を支援する。

※「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロースHIP創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を一体的に運用し、令和5年度は全体で約9,000人（令和4年度より約1,000人増）の博士後期課程学生の支援を行う。（前年度も支援を受けていた学生を含め、約7,000人を新規採択）

※令和5年度は、上記2事業の一体化を進め、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロースHIP創設事業」におけるキャリアパス整備に係る支援を充実。

【支援内容】

① 優秀な博士後期課程学生への経済的支援

優秀な博士後期課程学生を選抜。学生が研究に専念できるよう、生活費相当額（年間180万円以上）及び研究費からなる経済的支援を実施。

② 博士人材のキャリアパス整備

高度な研究力を有する博士人材が多様な分野で活躍できるよう、企業での研究インターンシップや海外研鑽機会の提供、マネジメントなどのスキル形成等の取組を実施。

【支援規模等】

支援対象：国公立大学（JSTによる助成事業）

支援人数：約9,000人/年（博士後期課程学生1年（秋入学を含む）、2年、3年、4年（4年制のみ）の合計）
 （令和4年度より約1,000人増）

支援単価：博士学生1人当たり、生活費相当額180万円以上+研究費

事業期間：令和3年度より支援開始。終了時期は、学生への支援の安定性に留意しつつ、各大学の取組状況や大学ファンドの運用益による支援策の検討状況等を踏まえ判断。

※あわせて、「創発的研究支援事業」により、研究者をリサーチ・アシスタント（RA）として支える博士課程学生等に対する支援を実施

【支援スキーム】





① 経済的支援

選抜された学生に対し、生活費相当額（年間180万円以上）及び研究費からなる経済的支援を実施。

<定量的エビデンス>



② キャリアパス整備

博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を実施。（各大学における取組例）
 企業インターンシップの実施 / 企業研究者・異分野研究者等との交流会の実施
 メンター制度の導入 / 学生主導の研究発表会・社会課題ワークショップ等の開催
 海外での研究活動の支援 / トランスファラブルスキル・SDGs等に関する講座の開設 等



<大学の声>

- 修士課程から博士後期課程への進学者数が1.5倍に増加した。
- 経済的支援により学生のモチベーションが向上している。
- 博士課程への経済的支援の重要性に対する大学執行部の意識が変化した。
- 本事業をきっかけに大学独自予算による経済的支援が行われている。

- 研究開発・研究マネジメント業務に従事している企業研究者からのメンタリングにより、学生が新たな気付きを得ることができるようになった。
- トランスファラブルスキルを身につけるプログラムへの参加を選抜時の加点対象としたところ、博士課程進学前から当該スキルに係る授業を積極的に受ける傾向がある。

<学生の声>

- (進学の後押し)
- 生活費支援がなかったら、進学を途中で断念していたかもしれない。
 - 家庭の事情やコロナ禍によって研究を継続できるか不安であったが、経済的支援により研究を続けることができた。
- (研究環境の改善・研究能力の向上)
- 生活費を受給できたことで、アルバイトをやめて研究に専念できるのありがたい。
 - 実験に必要な物品等が購入でき、研究が加速している。
 - 研究費を持つことができ、計画的な経費執行の仕方について勉強になっている。
- (精神状態の改善)
- 貯金を月数万円できる位余裕があり、メンタル的に状況が良い。

- (人脈の拡大)
- 異分野の研究者 / アカデミア以外を志す研究者 / 企業の人との交流ができたのが良かった。
 - 人脈が広がるという恩恵が大きい。
- (視野の拡大)
- 企業など多岐にわたるキャリアの可能性を知った。
 - 企業に対する発表等へのフィードバックで異分野を含めた新たな知識、気付きが得られたことが最も役に立っている。
 - アントレプレナーシップについてなど、ためになる講義があった。新しい発見があり、成果の社会還元への意識を持った。自分の将来への方向付けになり、有意義。
 - 研究職とアカデミアの橋渡しの研究に興味があり、キャリア面談でアカデミア目線だけでなく企業目線でも相談に乗っていただけると感じている。

「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」・「次世代研究者挑戦的研究プログラム」令和5年度支援予定数

機関名	支援予定規模 (人)		
	フェロー	SPRING	計
1 北海道大学	180	467	647
2 室蘭工業大学	0	18	18
3 弘前大学	0	18	18
4 東北大学	360	511	871
5 秋田大学	24	0	24
6 山形大学	30	0	30
7 茨城大学	18	0	18
8 筑波大学	93	351	444
9 群馬大学	0	22	22
10 千葉大学	60	150	210
11 東京大学	330	600	930
12 東京医科歯科大学	18	135	153
13 東京外国語大学	18	0	18
14 東京農工大学	18	120	138
15 東京工業大学	120	187	307
16 お茶の水女子大学	18	0	18
17 総合研究大学院大学	36	20	56
18 東京海洋大学	0	15	15
19 電気通信大学	0	32	32
20 新潟大学	42	50	92
21 富山大学	30	45	75
22 金沢大学	81	120	201
23 山梨大学	18	11	29
24 信州大学	39	35	74

機関名	支援予定規模 (人)		
	フェロー	SPRING	計
25 静岡大学	18	0	18
26 名古屋大学/岐阜大学(※)	231	305	536
27 名古屋工業大学	0	13	13
28 三重大学	18	18	36
29 豊橋技術科学大学	24	0	24
30 京都大学	291	515	806
31 京都工芸繊維大学	18	18	36
32 大阪大学	234	420	654
33 神戸大学	42	151	193
34 奈良女子大学	21	14	35
35 奈良先端科学技術大学院大学	60	14	74
36 島根大学	0	12	12
37 岡山大学	30	30	60
38 広島大学	159	199	358
39 山口大学	0	38	38
40 徳島大学	24	24	48
41 愛媛大学	18	0	18
42 九州大学	102	349	451
43 九州工業大学	30	15	45
44 長崎大学	18	0	18
45 熊本大学	42	60	102
46 宮崎大学	0	13	13
47 北陸先端科学技術大学院大学	0	30	30
48 東京都立大学	45	30	75

機関名	支援予定規模 (人)		
	フェロー	SPRING	計
49 横浜市立大学	24	0	24
50 岐阜薬科大学	0	7	7
51 名古屋市立大学	18	26	44
52 京都府立医科大学	18	0	18
53 (大阪市立大学 + 大阪府立大学)	96	87	183
54 兵庫県立大学	18	0	18
55 高知工科大学	0	5	5
56 北九州市立大学	0	8	8
57 青山学院大学	0	16	16
58 慶應義塾大学	0	263	263
59 創価大学	0	9	9
60 東京都市大学	0	10	10
61 東京農業大学	0	17	17
62 東京薬科大学	0	18	18
63 東京理科大学	30	30	60
64 東洋大学	0	11	11
65 早稲田大学	0	180	180
66 中部大学	0	9	9
67 京都産業大学	0	10	10
68 同志社大学	18	30	48
69 立命館大学	45	45	90
70 関西大学	0	25	25
71 甲南大学	0	8	8
計 (72大学)	3225	5989	9214

(※) 「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」は名古屋大学のみ

(参考) フェロー事業とSPRINGの主な相違点

科学技術イノベーション創出に向けた 大学フェローシップ創設事業	次世代研究者挑戦的研究プログラム (SPRING)
R5当初予算:36億円	R3補正予算:347億円
一般予算(R3) ⇒JST創発的研究推進基金(R4~)	JST創発的研究推進基金
3,000人規模(R5 D1+D2+D3) ※学年進行により支援	6,000人規模(R5年度D1~D4)
支給額200万円~250万円	支給額290万円(上限)
「国2:大学1」の3分の2補助	全額国費助成
大学事務費を別途措置	大学事務費、間接的経費等は無し
大学は4件を申請可能 ※ボトムアップ/AI・情報/量子/マテリアル	大学は1件のみ申請可能 ※分野指定なし
1件あたり1学年6名~40名	人数制限なし
採択数:46大学	採択数:59プロジェクト(60大学)



次世代研究者挑戦的研究プログラム

(SPRING: Support for Pioneering Research Initiated by the Next Generation)

～博士後期課程学生の挑戦を支援する～

事業説明資料

令和5年11月

国立研究開発法人 科学技術振興機構
助成事業推進部

事業の背景と目的

【背景】

- 博士後期課程における経済的不安とアカデミアや産業界を含む将来のキャリアパスが不透明であるため、博士後期課程への進学率が低下傾向
- 博士後期課程学生と産業界のニーズとのミスマッチ等により、博士後期課程修了者の就職率が停滞



【事業の目的】

- 博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援
- 生活費相当額を含めた研究奨励費等を支給することで学生が研究に専念できる環境を複数年度に渡り安定的・継続的に整備
- あわせてキャリアパスの支援等を行い、優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアで活躍できる博士人材へと導く

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
 (1) 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

生活費相当額程度を受給する博士後期課程学生：優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、**2025年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加（約22,500人）**。

また、将来的に、希望する優秀な博士後期課程学生全てが生活費相当額を受給。

具体的な取組

① 博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大

○ **大学ファンドの運用益の活用やそれに先駆けた博士後期課程学生への支援を強化する取組等を進める。**

研究強化・若手研究者支援総合パッケージ (令和2年1月策定)	世界と伍する研究大学の在り方について最終 まとめ (令和4年2月策定)	経済社会連立改革の基本方針 2023 (令和5年3月16日閣議決定)
<p>博士後期課程学生の処遇の向上</p> <p>〔達成目標〕 多様な財源を活用し、将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できるよう、当面、修士課程からの進学者数の約5割※に相当する学生が受給できることを目指す。（早期達成）</p> <p>※全博士後期課程学生（74,367人、2018）の10.4%が受給（2015）。修士課程からの進学者数（約30,000人、2018）の約5割が受給できる場合、全博士後期課程学生の2割程度に相当。</p>	<p>3. 世界と伍する研究大学を実現するために必要案 施策 (1) 政府に求められること</p> <p>大学ファンドから博士課程学生への支援については、当面は200億円程度とし、全ての大学を自動的に対象とするのではなく、これらの人材育成のビジョンを明確にし、真に社会に貢献する人材を輩出することが確認された大学のみを対象とすること。</p>	<p>第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行</p> <p>博士課程学生の処遇向上、挑戦的な研究に専念できる環境の確保、博士号取得者が産業界等を含め幅広く活躍できるキャリアパス整備等、魅力的な展望が描けるよう総合的な支援を一層強化する。</p>

大学ファンドの運用益等を基に実施予定

事業の概要①

□ 実施期間及び人数規模：

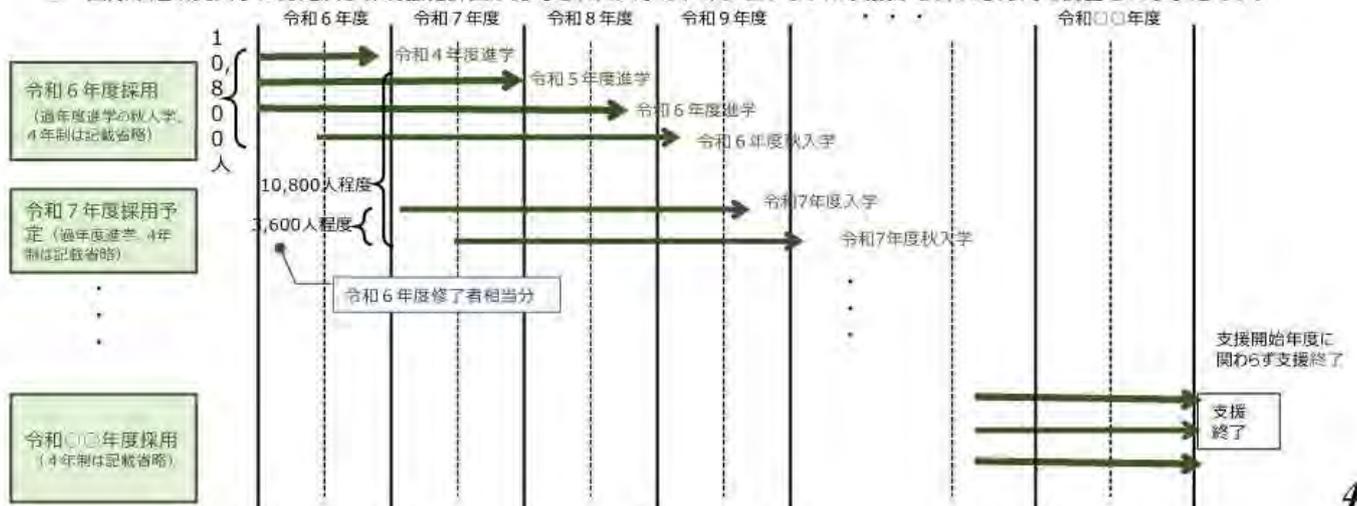
- **プロジェクト実施期間**：目下、安定的な事業継続を行う予定。

（選定された大学の取組状況や大学ファンドの運用益による支援策の検討等を踏まえて、毎年度、継続を判断）

- **支援人数**：約10,800人／年（概算要求支援人数、前年度比約1,800人増）

（博士後期課程学生1年（秋入学を含む）、2年、3年、4年（4年制のみ）の合計）

- ※ 国会で予算成立することを前提とします（令和5年度補正予算案及び令和6年度当初予算案）。
- ※ 令和6年度の支援人数には次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業の継続支援者を含みます。なお、継続支援者については不利益が生じないよう、本公募の結果に関わらず着実に支援します。
- ※ 令和7年度以降の選抜学生数は、前年度からの継続分とあわせ約10,800人規模を想定するものの、事業統括及び大学の取組状況や大学ファンドの運用益等予算の状況等を踏まえ、毎年度見直します。
- ※ 国際卓越研究大学に認定及び体制強化計画が認可された大学は、本プログラムの支援から外れる方向で調整される予定です。



□ キャリア開発・育成コンテンツについて：

大学には、博士後期課程学生支援プロジェクトを効果的に実施するため、博士後期課程学生に対して、キャリア開発・育成コンテンツ（国際性の涵養（例：短期留学・海外派遣研修の実施等）、学際性の涵養、キャリア開発、トランスファラブルスキル（※）の習得、インターンシップ等）を提供いただきます。JSTは、その一助とするため、「キャリア開発・育成コンテンツ費」及び「大学事務費」を大学に支援します。

（※）社会人に求められる能力のうち、特に転用・応用可能で、分野や業態を問わず活用するために必要となる汎用性の高いもの。

- キャリア開発・育成コンテンツは、博士後期課程学生に対して創発的な場を提供する等により、博士後期課程学生が将来、多様なキャリアにおいて活躍するために求められるコンピテンシー（※）を育成する取組です。

（※）職務や役割における基礎的な能力や専門知識・技術、ノウハウ等、優秀な成果を発揮するための行動特性。

- これまで、各大学において整備してきたキャリア支援プログラム、大学院における副専攻プログラム等を活用し、事業統括のもと、これらを更に発展させることを想定しています。また、発展させたコンテンツ等が本事業の対象となっていない学生やポスドク等に展開されることにより、大学における研究者の能力開発につながっていくことが望まれます。
- また、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）による国際的な融合研究拠点や、センター・オブ・イノベーション（COI）事業等の拠点事業におけるマネジメントシステム等を活用する、あるいはリーディング大学院、卓越大学院、人材育成コンソーシアム、世界で活躍できる研究者戦略育成事業、科学技術イノベーション創出に向けたフェローシップ創設事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム等において開発された育成プログラム等を移植する等、他事業で得られた成果やノウハウを導入し、更に発展させることも期待されます。

評価基準について

大項目	中項目	小項目	記載内容
基本情報			大学名、住所等
ビジョンと現状	ビジョン	ビジョン（10年後のありたい姿）	大学、大学院教育システムの将来像（自立化含む）
	現状	現状（これまでの実績）	上記将来像の実現につながる実績
目標と計画	目標等	事業統括の経歴	ビジョン実現のための経験や人脈、権限等
		達成すべき目標	ビジョン実現に向けて達成すべき目標
	計画等	プロジェクト（実施計画）	目標達成に向けた実施項目・期間、過去の実績に関する自己評価や実施項目の最適化方法等
		プロジェクト（予算計画）	上記にかかる予算
		大学の取組	SPRING、フェローシップ事業及び大学独自の取組の実績と自己評価及び今後の予定
		博士後期課程学生選抜方法	募集方法、応募要件、選考の視点、選抜体制等
		運営チーム（経営層）	運営チームに対する経営層（大学本部）の関与
運営チーム（プログラム推進とバックオフィス）	運営チームの体制及び強み		
プロジェクト概要スライド			

